証券取引等監視委員会の活動状況

令和３年６月

証券取引等監視委員会

"for investors, with investors"

令和2年度
証券取引等監視委員会の活動状況
（年次公表）

主なポイント

"for investors, with investors"

令和3年6月

証券取引等監視委員会

1　令和2年度の活動概要

- タイムリーな市場監視
- 金商業者に対するリスクアセスメントを踏まえたオンサイト・モニタリング
  - 「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」を策定・公表※
- 課徴金制度の活用による迅速・効率的な調査・検査と、重大・悪質事案に対する厳正な対処
- 根本原因の把握と、再発防止・未然防止のための対話・情報発信

※　施行日：令和2年6月26日

証券取引等監視委員会の概要

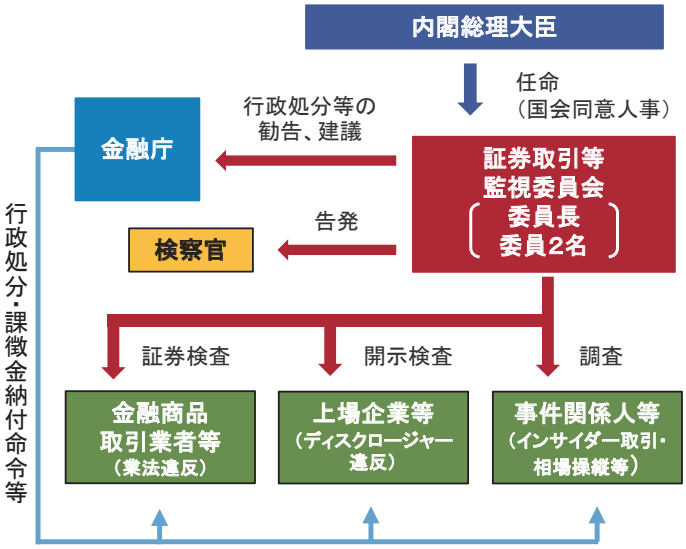

委員長及び委員（第10期）

委員
浜田 康
あずさ監査法人代表社員・理事、青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授を経て、平成28年12月より現職（再任）。

委員長
長谷川 充弘
名古屋地方検察庁検事正、広島高等検察庁検事長を経て、平成28年12月より現職（再任）。

委員
加藤 さゆり
消費者庁参事官、長野県副知事、（独）国民生活センター理事を経て、令和元年12月より現職。

証券取引等監視委員会 中期活動方針（第10期）※

～信頼され魅力ある資本市場のために～

※令和2年1月24日作成

証券監視委の使命

的確・適切な市場監視による
1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委が目指す市場の姿

市場参加者が、資本市場の健全な発展及び投資者保護の確保という目標を共有し、それぞれに期待される役割の遂行や専門性の発揮（※）によって、強固な信頼を確立した資本市場

（※） 上場企業等による適正なディスクロージャー
市場仲介者による法令遵守と顧客本位の業務運営
市場利用者による自己規律
プロフェッショナルな市場監視

活動理念・目標

公正・中立 / 説明責任 / フォワード・ルッキング / 実効性・効率性 / 関係機関との協働 / 最高水準の追求

＜これらの活動理念の下、以下の市場監視の実現を目指す＞

網羅的な市場監視（広く）
- 新たな商品・取引等への対応
- あらゆる取引・市場を網羅的に監視
- 高齢者を含む多様な投資者の保護
- 全体像の把握（部分から全体へ）
- 国内外の関係者に向けた幅広い情報発信

機動的な市場監視（早く）
- 問題の早期発見・着手
- 早期の対応による未然防止
- 迅速な実態解明・処理による問題の早期是正

深度ある市場監視（深く）
- 問題の根本原因の究明
- 深度ある分析を通じた市場の構造的な問題の把握

環境認識

- 市場・企業活動のグローバル化/各種金融市場の緊密化の更なる進展
- グローバル経済の先行きを巡る不確実性の高まり
- デジタライゼーションの飛躍的な進展
- 国民の安定的な資産形成や資金の好循環に向けた取組みの深化

施策

(1)内外環境を踏まえた情報収集力の向上
- 市場環境のマクロ的な視点での分析等によるフォワード・ルッキングな市場監視
- 様々な金融市場に対する横断的な市場監視
- 海外当局との連携強化による情報収集力等の強化及び市場監視への活用

(2)深度ある分析と迅速かつ効果的・効率的な調査・検査の実施
- 事案の態様に応じた多角的・多面的な分析・検証
- 不公正取引や開示規制違反への迅速な課徴金納付命令勧告等
- クロスボーダー事案の特質に応じた効果的・効率的な調査・検査
- 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応
- リスクアプローチに基づく効果的・効率的な証券モニタリング
- 投資者被害事案に対する積極的な取組み

(3) 市場規律強化に向けた実効的な取組み
- 調査・検査から得られた知見の多面的・複線的な活用
- 違反行為等の再発防止等に向けた根本原因の究明と対話の推進
- 違反・不適切行為の未然防止に向けた国内外への情報発信強化
- 市場監視の空白を作らないための取組みの深化

(4) デジタライゼーション対応と戦略的な人材の育成
- デジタライゼーションを活用した市場監視業務の高度化・効率化
- デジタライゼーションの飛躍的進展に伴う新しい商品・取引等への機動的な対応
- 高度な専門性及び幅広い視点を備えた人材の戦略的な育成

(5) 国内外の各機関等との連携
- 自主規制機関との更なる連携強化による効果的・効率的な市場監視
- 多様な市場関係者と連携した市場規律の強化
- グローバルな市場監視への貢献を通じた国際連携の強化

PDCAサイクルによる市場監視態勢の不断の見直し

2　不公正取引の勧告・告発件数（1/2）

- 不公正取引の勧告件数は計14件
  - インサイダー取引8件、相場操縦6件
- 不公正取引の告発件数は計2件
  - インサイダー取引1件、相場操縦1件
- 取引審査の実施件数は965件

課徴金勧告・刑事告発の総件数推移

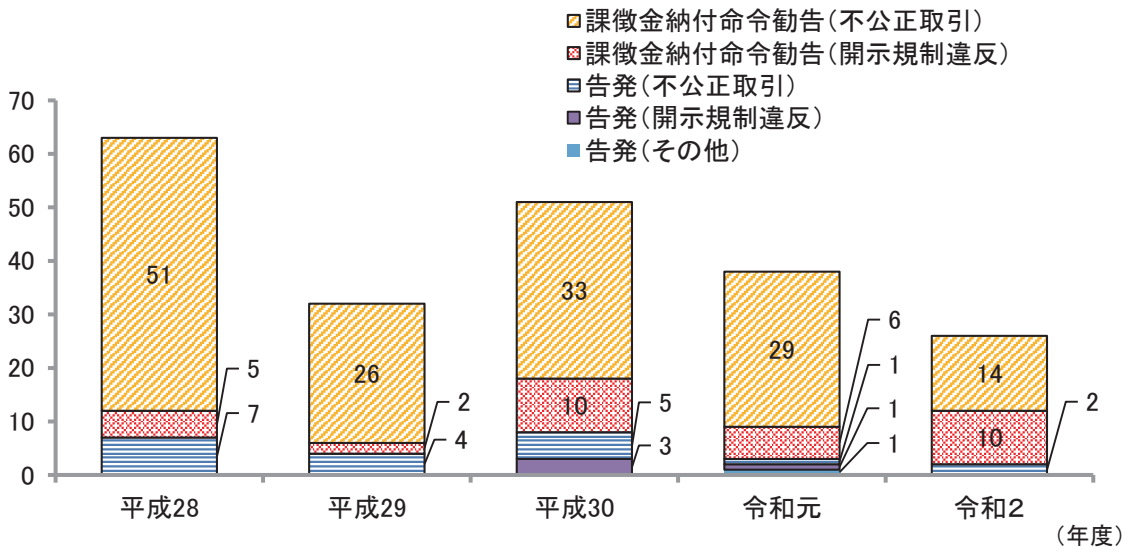

取引審査の実施件数

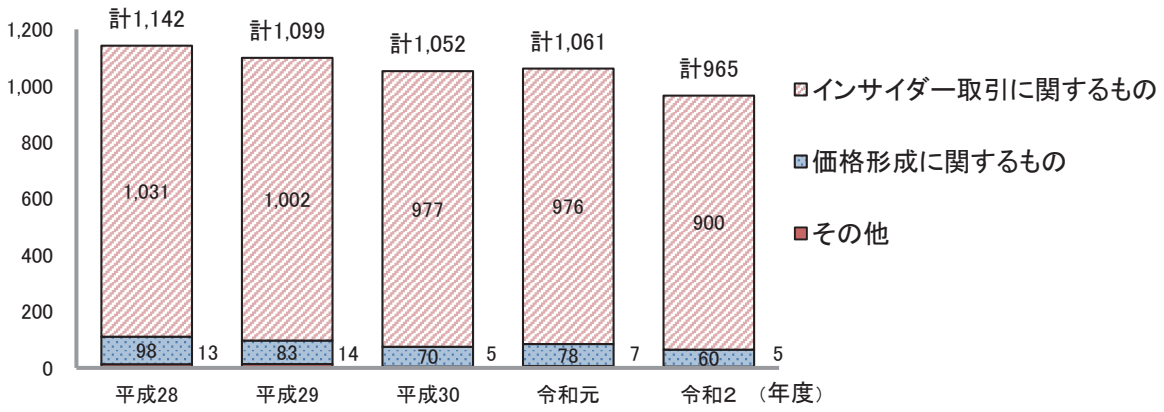

2　不公正取引の勧告・告発件数(2/2)

- インサイダー取引
  - 公開買付け等事実や業務提携、新株発行等を重要事実とする勧告件数が多い
  - 取引推奨規制違反単独で、初めて告発を実施
- 相場操縦の手法は複雑化・巧妙化
  - PTSにおいて取引所より高い株価で買付けを行い、取引所の株価を人為的に引き上げる手法
  - 下値に重層的な買い注文を発注した上で、最小売買単位の買付けを繰り返すことにより株価を引き上げる手法

インサイダー取引に関する課徴金納付命令勧告件数の推移

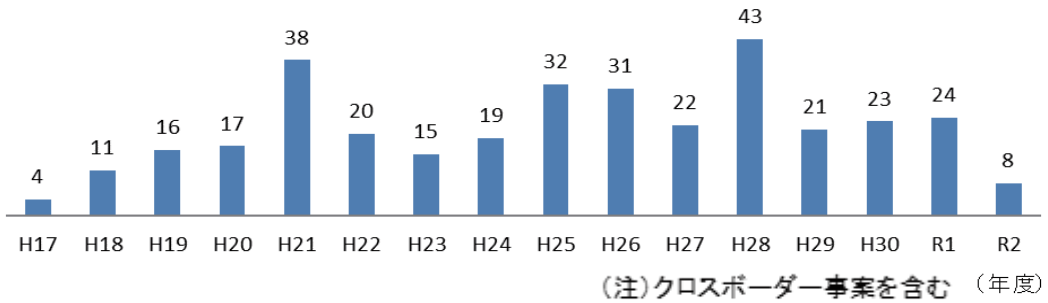

重要事実等別の構成割合

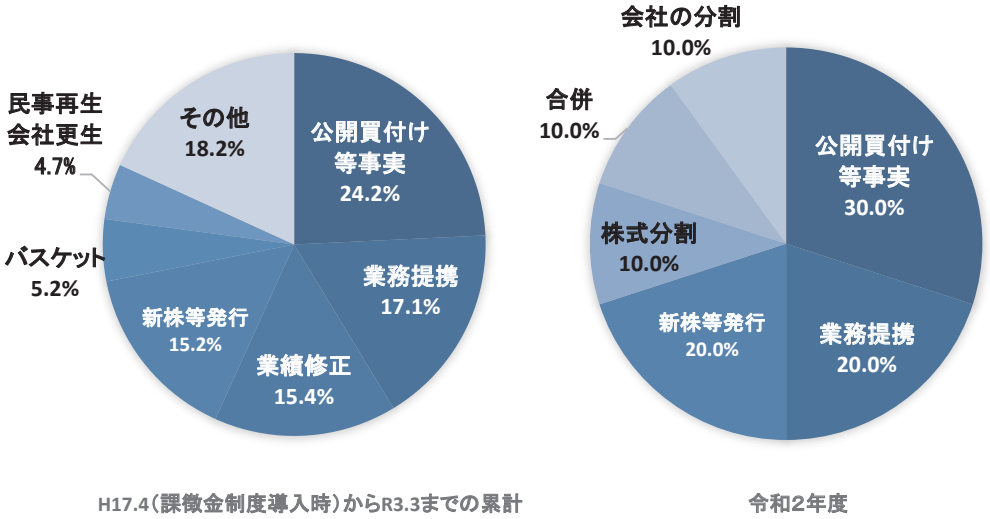

3　開示規制違反

- 開示規制違反の勧告件数は10件
- 以下のような事案について勧告を実施
  - 長期間にわたる架空期末在庫計上による売上原価の過少計上等の不正な会計処理が行われた事案
  - 海外子会社における売上原価の過少計上等の不正な会計処理が行われた事案
- 開示規制違反の再発防止・未然防止の観点から、上場会社の経営陣とその背景・原因等について議論し、問題意識を共有

開示検査の実績		
検査終了件数		13件
（うち）	課徴金納付命令勧告	10件

勧告事案の概要	不正な会計処理の背景・原因
・架空の期末在庫計上による売上原価の過少計上等 ・長期間にわたり、多岐・多額の不正な会計処理が行われた	・当社の経理実務に関する権限が、一人の経理担当者に集中していた ・当社において、適正な会計処理を重視しない企業風土があった
・海外子会社における売上原価の過少計上等 ・上場前から不正な会計処理が行われた	当社社長が業績偏重の考えに基づき、過大に設定した業績目標の必達を役職員に強要する中、当社の海外子会社が業績目標を達成したかのように見せかけようとした

4　金融商品取引業者等に対するモニタリング

- 規模・業態を踏まえたリスクアセスメントを実施
  - 規模業態別の業務運営上の課題及びリスクを取りまとめ
- リスクアセスメントに応じたオンサイト・モニタリングを実施
  - 47件着手、5件の行政処分勧告
- 実効性ある内部管理態勢の構築等を促す取組みを実施
  - 「留意すべき事項（問題は顕在化していないものの改善が必要な事項）」を検査終了通知書に記載し、問題意識をモニタリング先と共有

金商業者等に対する行政処分勧告（５件）		
主な事例	証券会社等	・著しく事実に相違する広告表示 ・取引所為替証拠金取引に係る勧誘受諾意思確認義務違反及び再勧誘の禁止違反
	投資運用業者	・投資信託の受益者のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っていない状況
	投資助言・代理業者	・金融商品取引契約の締結の勧誘に関して虚偽のことを告げる行為及び誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 ・第三者への自己の名義貸し

５　市場監視インフラの整備
（デジタライゼーション・人材）

- 市場監視をより効果的・効率的に実施するための取引監視システム等の機能を強化

- デジタライゼーションの一層の推進に向けた戦略的かつ横断的な検討
  - IT戦略室を設置
  - 市場関係者等との情報連携の推進

- デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステムの高度化

- 職員の専門性の向上や高い専門的知識を有する人材の登用

6 グローバルな市場監視への貢献

- 世界229機関が加盟する証券監督者国際機構（IOSCO）において、証券規制の国際的調和や規制当局間の相互協力を目指す議論に積極的に参加
- 海外当局との連携（情報交換等）により、クロスボーダー取引による違反行為に対して適切な法執行を実施
- 海外当局職員への研修実施、海外当局主催オンライン研修への参加等により、当局間ネットワークの強化や問題意識を共有

証券監視委が参加する主なIOSCO会議
年次総会 IOSCOの最高意思決定機関である代表委員会を含む各種会合が開催される年次会合
アジア太平洋地域委員会 アジア太平洋地域の各国当局間において地域共通の問題を議論
第4委員会 各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方等について議論

※参加機会に各機関代表との意見交換も実施

海外当局との情報交換件数

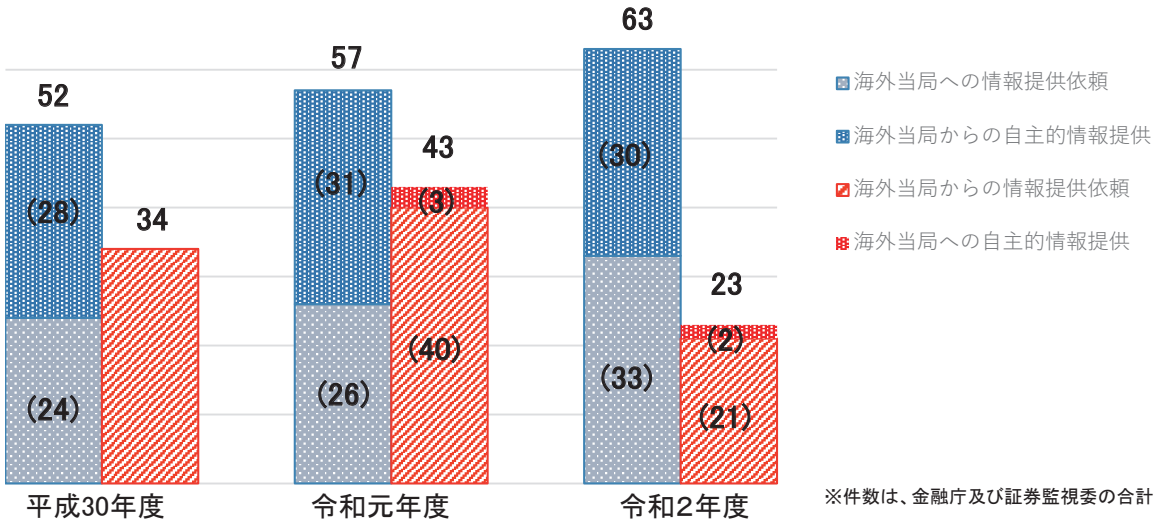

※件数は、金融庁及び証券監視委の合計

7　関係機関との連携・情報発信

- 自主規制機関との連携
  - 売買審査などで日常的に連携
  - 定期的な意見交換により相互の問題意識をタイムリーに共有
- 事案の意義や問題点等を情報発信
  - 個別の勧告事案等の公表、課徴金事例集等について積極的に寄稿や講演を実施
  - 令和２年度の特色のある活動を「主なトピックス」として紹介（令和2年度年次公表）
  - 各ステークホルダーに向けたメッセージを「監視委コラム」に記載（令和2年度年次公表）

主なトピックス	
タイトル	掲載頁
「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」の策定・公表	P14

監視委コラム		
対象	タイトル	掲載頁
市場参加者	不自然な取引は見逃さない	P27
上場会社	関連当事者取引はなぜ注記が必要か？	P32
	海外子会社管理は大丈夫？	P33
資産運用会社	商品特性に応じた十分な調査・検証を！！	P42
投資家	無登録で金融商品取引業を行う者にご用心	P43

証券取引等監視委員会の活動状況

令和３年６月

証券取引等監視委員会

目次

はじめに 1

証券監視委の軌跡 …… 4

第１章　概要（証券監視委の活動サマリー） 7

令和２年度の主なトピックス …… 13

第２章　本編（令和２年度の活動実績） 15

1　取引審査の状況及び幅広い情報の収集・分析 …… 16
2　不公正取引の調査 …… 21
3　開示規制違反の検査・情報収集 …… 28
4　金商業者等へのモニタリング等 …… 34
5　犯則事件の調査、告発 …… 44
6　監視を支えるインフラの整備（デジタライゼーション、人材） …… 47
7　市場規律強化に向けた取組み …… 49
8　グローバルな市場監視への貢献 …… 52

監視委 コラム

1. «市場参加者へのメッセージ»
   不自然な取引は見逃さない …… 27
2. «上場会社へのメッセージ①»
   関連当事者取引はなぜ注記が必要か？ …… 32
3. «上場会社へのメッセージ②»
   海外子会社管理は大丈夫？ …… 33
4. «資産運用会社へのメッセージ»
   商品特性に応じた十分な調査・検証を！！ …… 42
5. «投資家へのメッセージ»
   無登録で金融商品取引業を行う者にご用心 …… 43

目次（附属資料編）

第１章　証券監視委の組織・事務概要　57

1　組織及び事務概要 …… 58
2　証券監視委の機能強化 …… 84
3　証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移 …… 86
4　組織・事務に係る法令の概要 …… 87

第２章　証券監視委の基本指針等　103

1　証券取引等監視委員会　中期活動方針（第 10 期） …… 104
2　取引調査に関する基本指針 …… 113
3　開示検査に関する基本指針 …… 117
4　今後の証券モニタリングの基本的な考え方等 …… 124

第３章　証券監視委の活動実績等　165

1　証券監視委の活動状況 …… 166
2　市場分析審査実施状況 …… 168
3　勧告等実施状況 …… 172
4　証券検査実施状況 …… 176
5　勧告等事案の概要一覧表 …… 179
6　裁判所への申立て実施状況 …… 212
7　犯則事件の調査・告発等 …… 215
8　建議実施状況等 …… 229
9　海外当局との連携 …… 240
10　講演会等の開催状況 …… 244
11　各種広報媒体への寄稿 …… 247

第４章　情報の受付について　253

掲載図表

本編

図 2-1-1　取引審査の実施件数 …… 17
図 2-1-2　情報活用の流れ …… 18
図 2-2-1　インサイダー取引に関する課徴金納付命令勧告件数の推移 …… 22
図 2-2-2　インサイダー取引を行った違反行為者の属性 …… 22
図 2-2-3　重要事実等別の構成割合 …… 23
図 2-4-1　証券モニタリング対象業者数の推移 …… 35
図 2-4-2　令和２事務年度　証券モニタリング基本方針のポイント …… 36
図 2-8-1　MMoU 等に基づく情報交換件数の推移 …… 52

附属資料編

第１章　証券監視委の組織・事務概要
課徴金制度概念図 …… 61
監視体制の概念図 …… 63
自主規制機関との協働 …… 64
証券監視委の機構図 …… 65
財務局の機構図 …… 66
証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移 …… 86
証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図 87

第３章　証券監視委の活動実績等
１　証券監視委の活動状況
総括表 …… 166
２　市場分析審査実施状況
取引審査実施状況 …… 168
情報の受付状況 …… 169
情報の内容別受付状況 …… 170
３　勧告等実施状況
勧告実施状況一覧表 …… 172
課徴金納付命令に関する勧告件数及び課徴金額 …… 173
４　証券検査実施状況
検査実施状況一覧表 …… 176
１検査対象当たりの平均延べ検査投入人員 …… 177
検査終了件数 …… 178
問題点が認められた業者等の数 …… 178

凡　　例

設置法	金融庁設置法（平成10年法律第130号）
金商法	金融商品取引法（昭和23年法律第25号）
証取法	証券取引法（昭和23年法律第25号。平成18年法律第65号により「金融商品取引法」に改題）
犯収法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）
投信法	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）
ＳＰＣ法	資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)
社債等振替法	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）
景品表示法	不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
金商法施行令	金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)
金商業等府令	金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）
財務諸表等規則	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）
連結財務諸表規則	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）

はじめに

はじめに

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、金融庁に設置された、委員長及び2名の委員で構成される合議制の機関です。証券監視委は、市場の公正性・透明性の確保と、投資者保護を図り、資本市場の健全な発展に貢献するとともに、国民経済の持続的な成長に寄与することを使命としています。

証券監視委は平成4年に発足し今般、29年目を迎えました。発足当初は刑事告発を主な法執行手段としていましたが、これまでの間に課徴金制度の導入（平成17年）や証券検査権限の拡大（平成19年）など、市場監視権限の充実・強化が図られ、また、組織体制も当初の2課から6課へと拡充・整備されました。こうした変遷を経る中で、悪質な違反行為を刑事告発するだけでなく、与えられた調査・検査権限や課徴金制度をより積極的に活用し、市場の健全性の向上に寄与してきました。

主な実績

資本市場を取り巻く環境の変化は非常に早く、資本市場で起こる問題に的確に対応するには、それらの事情に精通し、その動きに適切に対応していくことが必要となります。

令和2年度においては、マクロ的な視点に基づき潜在的なリスクに着目した情報収集・分析を行うなどのタイムリーな市場監視に取り組むとともに、自主規制機関や海外の市場監視当局等の関係機関とも連携しながら、国内外の市場の新しい事象も常に注意深く監視し、監視体制の整備や手法の改善を図るなどの取組みを進めました。

金融商品取引業者（以下「金商業者」という。）等へのモニタリングにおいては、これまでの証券監視委の方針等と金融庁から公表されている検査・監督に係る方針等との関係を含め整理し、今後の証券モニタリングの基本的な考え方及び進め方を示した「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」を策定・公表しました。

引き続き、リスクアセスメントを踏まえたオン・オフ一体のモニタリングを定着・強化し、建設的対話も進め、「顧客本位」の業務運営の促進を図り、投資者被害につながる金融商品の不適切な販売・勧誘等の是正に努めました。

また、課徴金制度の活用による迅速・効率的な調査・検査を実施し、重大・悪質事案には厳正に対処した他、再発防止・未然防止の観点から、根本原因の究明及び情報発信にも努めました。

今後の課題

近年、金融資本市場は、投資や企業活動のグローバル化や、金融機関・取引・商品等におけるデジタル化の進展等により大きく変化してきています。

一方で、現在の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大変厳しい状況となっております。感染拡大初期には、戦後最大の落ち込みを経験しました。その後は、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、持ち直しの動きが続いていますが、経済は依然としてコロナ前の水準を下回っており、回復は道半ばです。金融資本市場についても、その影響を見定めていく所存です。

こうした中、金融庁の重要施策の1つに「高い機能を有し魅力ある金融資本市場を築く」が掲げられており、証券監視委としても、「網羅的な市場監視（広く）」・「機動的な市場監視（早く）」・「深度ある市場監視（深く）」という3つの目標達成に向けて5つの施策を実施し、市場の公正性・透明性の確保及び投資家保護を図る必要があります。

証券監視委としては、日本経済の発展のため、関係当局や自主規制機関等との連携を密にしつつ、市場の自己規律機能の一層の向上も促しつつ、より実効性のある効率的な市場監視を行い、公正・透明で信頼される魅力ある資本市場の発展、投資者の保護に一層努めて参ります。

本年報は、設置法第22条の規定に基づき、令和2年度の証券監視委の活動状況を取りまとめ、どのような問題認識や価値観を持って責務にあたっているのかについても記載したものです。多くの市場関係者や投資家の皆様にも読んでいただき、証券監視委の活動への理解が深まり、公正・透明な市場の構築に資する一助となれば幸いです。

令和3年6月

証券取引等監視委員会委員長

長谷川　充弘

証券監視委の軌跡

平成	証券監視委の権限・体制	主な出来事・活動
３年		一連の証券・金融不祥事
４年	**大蔵省に証券監視委を設立**	
５年		刑事告発 日本ユニシス㈱株券に係る相場操縦等（証券監視委の第１号告発案件）
10 年	金融監督庁発足、金融監督庁へ移管	
13 年	金融監督庁が金融庁へ再編（現在に至る）	中央省庁等改革
17 年	**課徴金制度の導入** 調査権限が証券監視委に委任 開示検査権限が証券監視委に委任 証券会社等の検査権限追加（財務の健全性等に関する検査、投資顧問業者等の検査）	刑事告発 カネボウ㈱に係る有価証券報告書の虚偽記載
18 年	５課体制（総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課、特別調査課） いわゆる「見せ玉」による相場操縦に対する課徴金調査の権限追加、犯則調査の権限拡大	刑事告発 ㈱ライブドアマーケティング株券に係る風説の流布、偽計 刑事告発 ㈱ニッポン放送株券に係るインサイダー取引
19 年	ファンド等に対する検査権限追加	金商法の全面施行
20 年	四半期報告書・内部統制報告書等に関する開示検査権限、四半期報告書に関する課徴金調査権限追加 ① 公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出等に関する開示検査権限追加 ② 仮装・馴合売買等による相場操縦に関する課徴金調査権限追加 ③ 裁判所に対する無登録業者等の違反行為の禁止・停止の申立て等の権限追加	
22 年	信用格付業者等に対する検査権限追加	
23 年	グループ会社等に対する検査権限追加（連結規制導入） **６課体制**（総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課、特別調査課） 国際取引等調査室を設置	
24 年	取引情報蓄積機関に対する検査権限追加	刑事告発、課徴金勧告 オリンパス㈱に係る有価証券報告書の虚偽記載 処分勧告、刑事告発 AIJ 投資顧問（年金基金）
25 年	虚偽開示書類の提出に加担する外部協力者に対する開示検査、金商業者等以外の者が他人の計算で行った不公正取引に対する課徴金調査、課徴金調査における違反行為者等への出頭命令の権限追加	処分勧告 MRI INTERNATIONAL（米国の診療報酬債権ファンド）
26 年	情報伝達・取引推奨行為に対するインサイダー取引規制導入、課徴金調査及び犯則調査の権限追加 商品関連市場デリバティブ取引を取り扱う金商業者に対する検査権限追加	
27 年	情報解析室を設置 特定金融指標算出者に対する検査権限追加	刑事告発 新日本理化㈱株券等に係る相場操縦、風説の流布、偽計、大量保有報告書不提出 課徴金勧告 ㈱東芝に係る有価証券報告書等の虚偽記載
28 年	市場モニタリング室を設置 訟務室を設置	処分勧告 アーツ証券（レセプト債）
29 年		刑事告発 アーツ証券ほかによる偽計（レセプト債）、㈱ストリーム株券に係る相場操縦
30 年	高速取引行為者に対する検査権限追加	刑事告発 日産自動車㈱に係る有価証券報告書の虚偽記載 課徴金勧告 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券㈱による長期国債先物に係る相場操縦

令和	証券監視委の権限・体制	主な出来事・活動
元年		課徴金勧告 日産自動車㈱に係る有価証券報告書の虚偽記載
２年	IT 戦略室を設置 暗号資産デリバティブ取引や電子記録移転権利を取り扱う金商業者に対する検査権限追加 ※	刑事告発 ㈱ドンキホーテホールディングス株券に係る取引推奨

※有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者等の検査権限追加（金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（改正金販法） 令和2年6月成立、令和3年 11 月施行予定）

第１章

概要

証券監視委の活動サマリー

1　令和2年度の活動概要

令和2年度における日本の証券市場を取り巻く経済環境には、様々な変化が見られた。年度当初の我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にあった。足元では、依然として厳しい状況にあるなか、各種政策の効果や海外経済の改善もあり持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。金融資本市場についても、その影響を見定めていく必要がある。

このような状況の中で、証券監視委は令和2年度において、内外環境も踏まえつつ情報収集・分析を行う等タイムリーな市場監視を行った。調査・検査においては法令違反に対して行政処分勧告等を行うだけでなく、再発防止につなげるため、根本原因の把握に努めた。

2　不公正取引の勧告・告発の状況

(1)　不公正取引の勧告・告発

令和2年度には不公正取引に関して14件（インサイダー取引8件、相場操縦6件）の課徴金納付命令勧告、2件の告発を行った。

(2)　勧告・告発を支える取引審査

不公正取引等の端緒を把握する取引審査の件数は、965件であった。

取引審査の実施件数

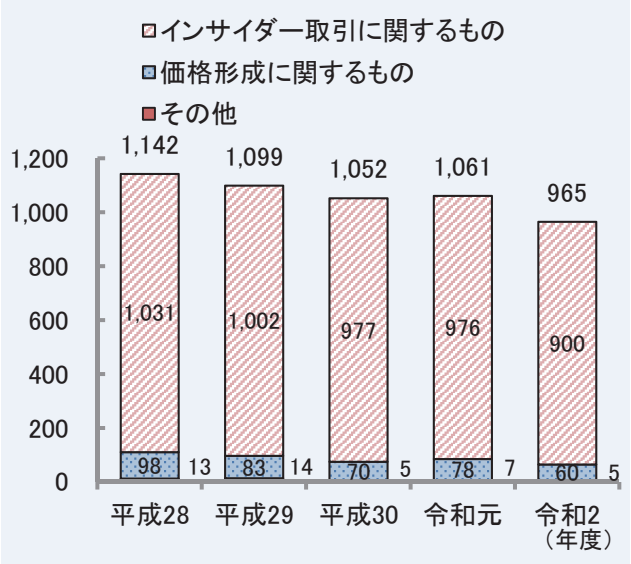

課徴金勧告・刑事告発の総件数

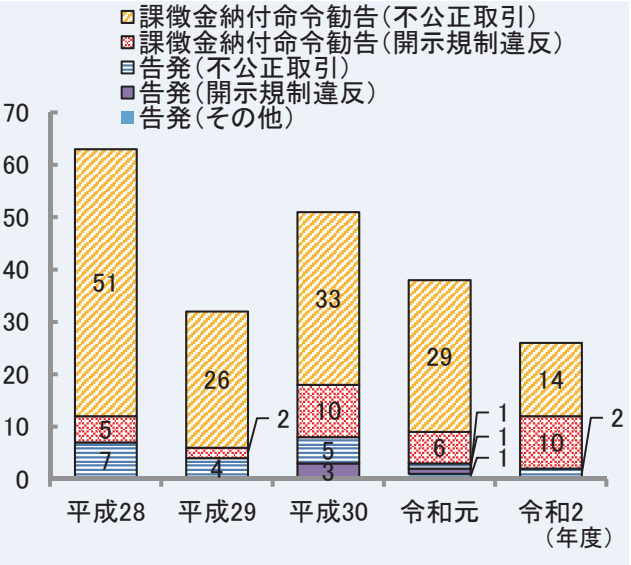

(3)　不公正取引の特徴

企業経営を取り巻く環境の急速な変化等を背景に、引き続き、公開買付け、業務提携、新株発行等を重要事実とするインサイダー取引について勧告を行った。

情報伝達・取引推奨規制については、情報伝達規制違反1件の勧告を行った。なお、当該違反行為者は、複数銘柄での情報伝達規制違反であった。また、平成26年4月の規制導入後、取引推奨規制違反単独で初めて告発を行った。

相場操縦手法は、引き続き複雑化・巧妙化している。私設取引システム（以下「PTS」という。）において取引所より高い株価で買付けを行い、取引所の株価を人為的に引き上げた事案、最小売買単位の買付けを繰り返すことにより株価を引き上げた事案、自己・親族及び知人名義の口座を使用し、自己による売買の注文を対当させて仮装売買を行った事案等について勧告を行った。また、増担保規制措置を人為的に講じられない状態にするべく安定操作取引を行った事案について告発した。

(4)　今後の方針

今後も引き続き、経済状況や取引手法等の変化に対応し、機動的・効率的な審査・調査を行うため、市場監視システムの高度化に向けた検討や、審査・調査手法の見直しを行っていく。

また、勧告事案のウェブサイト掲載に加え、課徴金事例集等において、勧告事案の傾向・概要、上場会社におけるインサイダー取引管理態勢の改善し得る点、上場会社や市場参加者等へ伝えたいメッセージなども積極的に情報発信することにより、不公正取引の再発防止・未然防止に努める。

3　開示規制違反の事案発掘と再発防止・未然防止

(1)　開示規制違反の勧告

令和２年度には開示規制違反に関して10件の課徴金納付命令勧告を行った。

(2)　開示規制違反の特徴

課徴金納付命令勧告を行った事案では、長期間にわたる架空の期末在庫計上による売上原価の過少計上や、海外子会社における売上原価の過少計上等の不正な会計処理による過大な当期純利益等の計上が認められた。また、「関連当事者との取引に関する注記」の不記載による有価証券報告書等の虚偽記載等が認められた。

(3)　今後の方針

取引等の複雑化、企業のグローバル化の進展、ビジネスモデルの多様化・変転等を背景に、開示規制違反の早期発見・早期是正のため、開示規制違反リスクに着目し、上場会社等についての情報収集・分析を行うとともに、機動的かつ多面的な開示検査を実施する。

また、開示規制違反が認められた上場会社における適正な情報開示体制の構築に向け、その経営陣と開示規制違反に至った背景・原因等について議論を行い、問題意識の共有に努めていく。さらに、開示検査によって把握された開示規制違反事例等の内容について、上場会社、監査法人等に対して積極的に広報・周知活動を行うことによって、開示規制違反の再発防止・未然防止に努めていく。

4　金商業者等[1]に対するオン・オフ一体のモニタリングの実施

(1)　証券モニタリングの基本的な取組方針

[1] 金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品仲介業者、適格機関投資家等特例業務届出者、信用格付業者等、モニタリングの対象となる全ての業態を指す。

証券監視委は、平成28事務年度[2]から全ての金商業者等を対象に、経済動向や業界動向等の環境分析やビジネスモデルの分析等のオフサイト・モニタリングによるリスクアセスメントを行い、財務局とも連携しながらリスクベースでオンサイト・モニタリング（立入検査）先を選定する取組みを行っている。

また、オンサイト・モニタリングにおいては、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を検証・把握し、問題の根本原因の究明を行うことにより、実効性のある再発防止策の策定につなげていくことに努めている。

さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要と認められた場合には、検査終了通知書に「留意すべき事項」として記載して証券監視委の問題意識をモニタリング先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促す取組みを行っている。

（2）金商業者等に対する勧告

令和２年度には金商業者等に対する行政処分勧告を5件行った。

これらの事例では、外国為替証拠金取引業者において、勧誘受託意思確認義務違反や再勧誘の禁止違反、投資運用業者において、投資信託の受益者のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っていないもの、投資助言・代理業者において、金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為を行ったものなど、法令遵守及び投資者保護の意識が欠如した、重大な問題のある業務運営を行っている業者が認められた。

（3）今後の方針

証券モニタリングの対象業者数は延べ約7,700となっており、その規模、業務内容や取扱商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令遵守、投資者保護の意識・態勢が十分でない業者も存在していることから、毎年次公表している「証券モニタリング基本方針」等に基づき、効率的・効果的なモニタリングに努め、リスクの所在を的確に把握していく。

また、新型コロナウイルス感染症が金商業者等の経営環境や業務運営に与える影響等も十分注視し、とりわけ、法令違反事項や業務運営上の問題点について、早期に深度ある検証が必要な状況等が認められる場合には、オンサイト・モニタリングを実施し、実態を検証していく。

5　デジタライゼーションの進展への対応

（1）市場監視業務におけるデジタライゼーションの一層の推進

近年、市場環境もアルゴリズムを用いた高速取引の普及等により大きく変化しているほか、暗号資産等の新しい商品・取引等が出現するなど、デジタライゼーションの飛躍的な進展が資本市場及び市場参加者全体に大きな影響を及ぼしている。証券監視委では、こうした市場環境の変化に適切に

[2] 平成 28 事務年度は、平成 28 年7月1日から同 29 年6月30 日までの間を指す。

対応し、市場監視をより効果的・効率的に実施するための取引監視システム等の機能を強化した。また、戦略的かつ横断的に市場監視業務におけるデジタライゼーションの一層の推進を図るために、IT戦略室を設置した。

(2)　今後の方針

市場環境の変化に対応し、市場監視をより効果的・効率的に実施するために、戦略的かつ横断的に市場監視業務におけるデジタライゼーションの一層の推進に向け、引き続き検討を進めていく。

6　関係機関との連携・情報発信

(1)　関係機関との連携

自主規制機関（金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人）とは、売買審査、各機関の所属会員の業務の適切性チェックなどに係る日常的な連携を行っている。また、定期的な意見交換を通じ、市場監視を巡る様々な問題・課題等について積極的に議論を行うなど、相互の問題意識をタイムリーに共有し、更なる連携強化を行った。令和2年度は、自主規制機関等との定期的な意見交換会を13回行ったほか、金商業者や関係団体との意見交換も実施した。

海外当局との間では、証券監督者国際機構（以下「IOSCO[3]」という。）において多国間の様々な議論に参加しているほか、個別当局との意見交換も積極的に実施している。また、クロスボーダー取引を利用した不公正取引の調査のため、令和2年度にはIOSCOの多国間情報交換枠組み等を通じて、海外当局に対して33件の情報提供の依頼を行った。

(2)　情報発信の充実

証券監視委は、個別の勧告事案等の公表のほか、市場における自己規律強化の観点から、各種事例集等の公表、寄稿、講演を積極的に実施し、一般投資家を含む市場参加者等に対し、事案の意義、内容、問題点、証券監視委の活動状況等の情報発信の充実に努めている。令和2年度には、報道機関やウェブサイト等を通じた情報発信のほか、市場参加者や公認会計士、弁護士等に対して、合計30回の講演等を実施した。

[3] International Organization of Securities Commissions

令和２年度の
主なトピックス

令和２年度の主なトピックス

「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」の策定・公表（令和２年６月26日）

証券監視委は、平成28事務年度から、全ての金商業者等を対象に、金融庁関連部局等と連携して、オン・オフ一体のリスクベースでのモニタリングに取組んでいます。

こうしたモニタリングは金商法をはじめとする法令等に基づくほか、「中期活動方針」、「証券モニタリング基本方針」、「証券モニタリングに関する基本指針」等を念頭に置きつつ行われているところです。

この度、証券監視委は、「中期活動方針」等だけではなく、金融庁が公表している監督指針、プリンシプルや分野ごとのディスカッションペーパー等の考え方・進め方も踏まえながら、検査・監督の着眼点や留意点の共通化を図り、オン・オフ一体の証券モニタリングを一層推進していく観点から「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」を策定・公表したものです。

「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」（付属資料２－４－１参照）

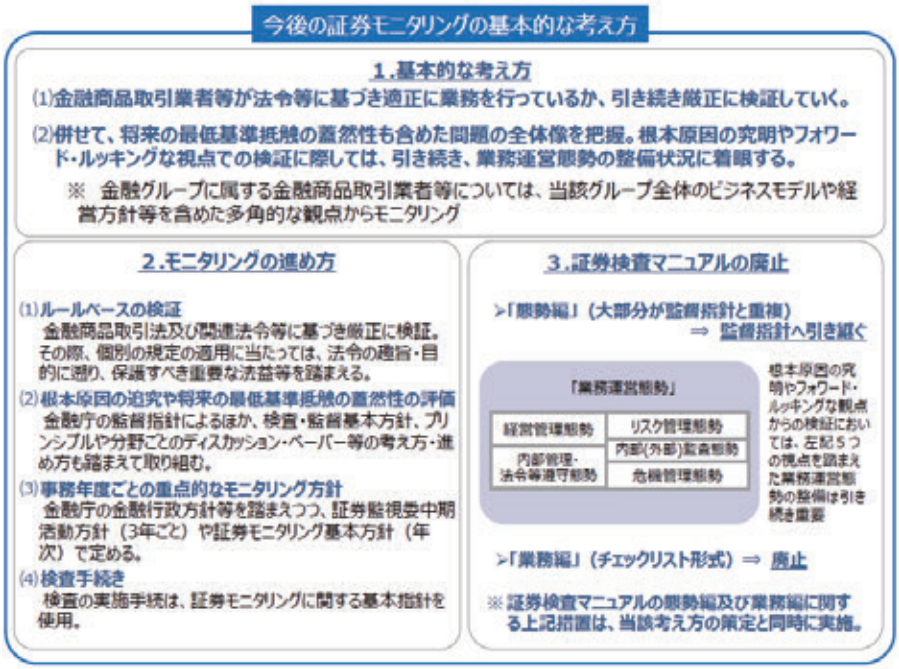

第２章

本編

令和２年度の活動実績

2－1　取引審査の状況及び幅広い情報の収集・分析

1. 市場分析審査の目的

市場分析審査は、市場を取り巻く状況の変化に対応した、網羅的かつ機動的な市場監視の実現にあたり、金融・資本市場全体について幅広く情報を収集・分析するとともに、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を実施し、不公正取引の疑いのある取引等の端緒を発見することを目的としており、証券監視委におけるいわば「情報の入口」として位置づけられている。

そのため、日頃から、一般投資家等から情報を受け付け、速やかに証券監視委内の担当部署（金融庁等の所掌業務に関係する場合は当該関係する部署）に回付しているほか、自主規制機関等と連携し、金融・資本市場に関する様々な情報を幅広く収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行うとともに、不公正取引の疑いのある取引等について審査を行い、問題が把握された取引等を証券監視委内の担当部署に送付している。また、最近では、上場会社やその関連会社が行う暗号資産関連業務についても、金融庁の関係部署や金融商品取引所とも連携しつつ、注視している。

これら情報受付、市場動向分析、取引審査の相互連携及び関係部署との連携により、効果的な市場監視を行っている。

2. 取引審査の実施状況

マクロ経済の動きやITの進展等の外部環境の変化は、不公正取引の様態にも影響を及ぼしている。世界経済の先行き不透明さの高まりに伴う不公正取引リスクの拡大等を背景に、不公正取引等の端緒を把握する取引審査の令和2年度における実施件数は、965件となった。

審査類型別の内訳では、インサイダー取引900件、価格形成60件、その他（偽計・風説の流布等）5件となった。

また、高速取引について、実効性のある取引監視を行っていく観点から、高速取引行為者による発注や約定の状況等の取引分析を行うなど、実態把握に取り組むとともに、自主規制機関と連携するなどにより、不公正取引の疑いのある取引について審査を行った。

（図2-1-1）　取引審査の実施件数

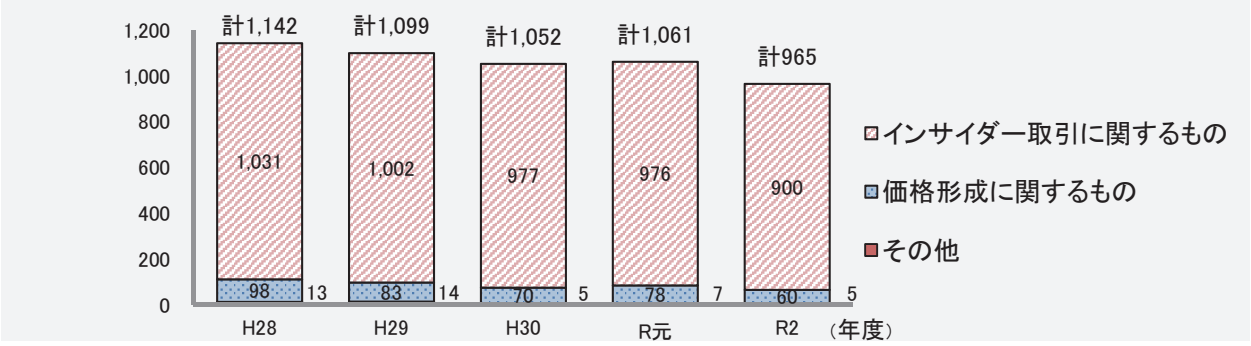

3. 市場モニタリングの概要

証券監視委は、網羅的かつ機動的な市場監視を実現するため、平成28年６月に市場分析審査課に市場モニタリング室を設置し、市場に関する幅広い情報の収集・分析能力の強化を図っている。

(1)　情報受付・公益通報の状況

①　情報収集への取組み

一般投資家や市場関係者等からの情報は、市場における生の声であり、調査・検査に向けての端緒となる。証券監視委では、できるだけ多くの方から有用な情報が多数寄せられることが重要であると考えている。

このため、令和２年度においては、証券監視委パンフレットの情報提供を呼びかけるページに、インターネットによる情報提供を24時間受け付けている旨を更に分かりやすく記載したほか、QRコードを付したポスター等を用いて一般投資家等への情報提供の呼びかけを行った。さらに、情報提供者が有用性の高い資料等を所持していると見込まれる場合には、情報提供者に資料提供等を求めるなど、積極的な情報収集に取り組んだ。なお、令和２年度の情報受付件数は6,300件となった。（情報の受付状況の推移については、附属資料３－２－２参照）

また、公益通報については、専用の窓口である「公益通報窓口」にて、事前相談や、受理に向けた審査などの対応を行っている。令和２年度における公益通報の受理件数は２件であった。このほか、公益通報の要件に該当しない通報については、「情報提供窓口」への情報提供として、活用している。

② 情報の活用

提供いただいた情報・通報は、以下のとおり、受付窓口において内容を確認した上で調査・検査等担当各課室に回付し、有効に活用している。

例えば、「A社の業績下方修正が行われることを知りながら、子会社の代表者がA社株式を売却した」との情報を活用し調査等を行った結果、インサイダー取引の事実が認められたケースなどがある。（その他の情報活用事例については、附属資料3－2－4参照）

受付窓口は、情報の内容に応じて3つに区分されているため、附属資料4を確認いただくとともに、情報提供等に当たっては、証券監視委のウェブサイト[4]を参照していただくなどにより、不正行為に関して、できるだけ具体的な情報の提供をお願いしたい。証券監視委では、引き続き、有用性の高い情報が多数寄せられるよう取り組んでいく。

（図2-1-2） 情報活用の流れ

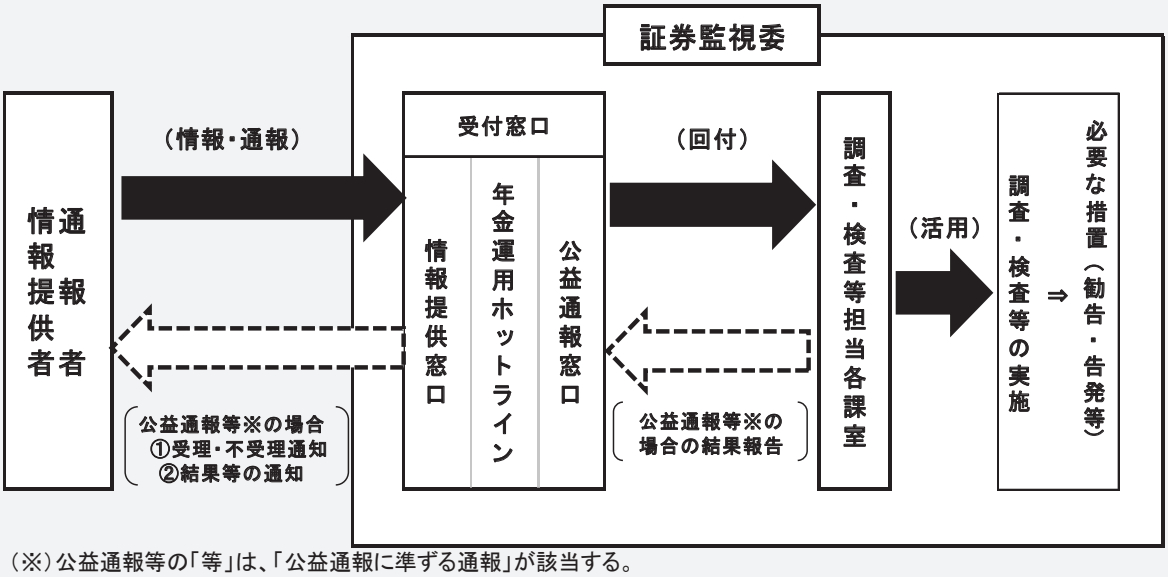

（※）公益通報等の「等」は、「公益通報に準ずる通報」が該当する。
詳細については、証券監視委ウェブサイト（https://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm）参照。

(2) 市場動向分析

証券監視委では、いわゆる「不公正ファイナンス」[5]事案に対し、投資家や証券会社などの市場関係者からの情報を活用するとともに、財務局等の証券取引等監視官、証券監査官や、金融商品取引所と緊密に連携し、発行市場と流通市場を見渡した情報収集・分析を行い、監視を強化してきた。その結果、第三者割当による新株式又は新株予約権の発行にあたり、虚偽の事実を公表した企業など、問題と思われる複数の企業が上場廃止となって市場からの退出

[4] 証券監視委ウェブサイト「提供いただきたい情報の例」 https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/example.html
[5] 発行市場及び流通市場における不適切な行為を要素として構成される一連の不公正な取引を「不公正ファイナンス」と呼んでいる。

に繋がった。引き続き、複雑なファイナンススキームや海外ファンドへの増資の割当などの方法を使うことにより、不公正取引を行おうとする事例が見られるため、注視が必要である。

さらに、最近では、上場会社やその関連会社が暗号資産関連業務に進出するなど、新たな動向も見られていることから、特に上場会社等による不正行為の監視の観点から、金融庁の関係部署や金融商品取引所とも連携しつつ、引き続き動向を注視していく。

また、市場監視活動の中で収集・分析した情報を一元的に管理し、証券監視委職員が利用できる体制を平成27年度に構築したところであるが、平成30年度以降、更に収集情報の内容を拡充させている。また、監視業務全般に対して多面的・複線的に活用できるようデータベースのあり方や検索性を高めることについて検討を行っている。

(3) フォワード・ルッキングな観点による分析

証券監視委では、平成28年7月以降、グローバルなマクロ経済やマーケット等の変化が上場企業の業績等に及ぼす影響を分析し、フォワード・ルッキングに内外のリスクや環境変化に着目した市場監視を行っている。

令和2年度においては、内外の経済動向や収益状況などを考慮した業界分析や，新型コロナウィルス感染症による業種別の影響についてリスク分析等を実施している。分析に当たっては、民間の有識者等からのヒアリングによる情報収集も行い、分析結果については、証券監視委内部及び金融庁の関係部署と情報共有を行っている。

4. 今後の課題

(1) 高速取引に係る審査手法の効率化・高度化

高速取引の普及を踏まえ、証券監視委では、引き続き、金融商品取引所等から提供される情報を基に、高速取引行為者による発注や約定の状況等の取引実態の把握及び分析を進めるとともに、金融庁の関係部署や金融商品取引所との間でも、高速取引行為者に関する情報共有や意見交換を行いつつ、高速取引に係る審査を着実に行っていく。

(2) フォワード・ルッキングな観点による分析の高度化

民間の有識者等との関係性の維持・深化を図りつつ、先行き不透明な世界経済情勢の潜在的リスクを幅広く、タイムリーに把握するとともに、関係部署との間の連携を強化することにより、フォワード・ルッキングに分析を実施していく。

(3) デジタライゼーションの推進

近年、取引の高速化や複雑化、新たな金融商品・取引の開発が進む中、効率的かつ効果的に取引審査を行っていくには、膨大なデータを迅速に確認・分析する必要がある。また、市

場監視の空白を作らないため、確認・分析に必要となるデータをより効率的かつ効果的に収集・検索できる仕組みを構築していく必要があり、こうした課題を解決するため、RPA導入や分析システムの高度化に向けて取り組んだほか、更なるデジタライゼーションの推進に取り組んでいく。

(4) 情報受付・公益通報の増加策の推進

より多数の有用な情報を提供いただくため、引き続き情報提供の際の利便性向上施策を検討していく。

2－2　不公正取引の調査

1. 取引調査の目的

取引調査は、課徴金の対象となる行為のうち、インサイダー取引や相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引について、金商法に基づく調査を行うものである。

市場を取り巻く状況の変化に対応した機動的な市場監視が求められる中、課徴金納付命令勧告を視野に入れた、迅速かつ効率的な調査を行うこと等により、違反行為を抑止し、証券市場の公正性・透明性の確保を図り、投資者を保護することを目的としている。

2. 令和2年度の勧告事案概要

証券監視委においては、課徴金制度を積極的に活用し、不公正取引に対する調査を迅速かつ効率的に実施しており、令和2年度においては、計14件（インサイダー取引8件、相場操縦6件）の勧告を行った。

(1)　インサイダー取引

令和2年度におけるインサイダー取引に関する課徴金納付命令勧告件数は8件であった（図2-2-1参照）。

インサイダー取引を行った違反行為者8名の属性を見ると、会社関係者等から重要事実等の伝達を受けた第一次情報受領者が5名（62.5%）、会社関係者等が3名（37.5%）となっており、第一次情報受領者の割合が高い。なお、第一次情報受領者は、情報伝達者の友人・同僚や知人であり、取引先や親族の該当はなかった。また、会社関係者等の3名は、全ての者が上場会社等との契約締結交渉者又は契約締結交渉者の役職員であり、発行会社又は公開買付者等関係者の役職員の該当はなかった（図2-2-2参照）。

上記の勧告した8件において、発行体上場会社の役員自身によるインサイダー取引は認められなかったものの、発行体上場会社の役員から情報伝達を受けた者によるインサイダー取引が2件認められた。上場会社の役員は、重要事実等を適切に管理し、率先してインサイダー取引防止に取り組むべき立場であるにもかかわらず、自らが職務上の必要がない者に情報を伝達し、インサイダー取引を招いている状況が引き続き認められた。

情報伝達・取引推奨規制においては、情報伝達規制違反が1件認められた。なお、当該違反行為者は、複数銘柄での情報伝達規制違反であった。

第1節
2-2
第3節
第4節
第5節
第6節
第7節
第8節

（図2-2-1） インサイダー取引に関する課徴金納付命令勧告件数の推移

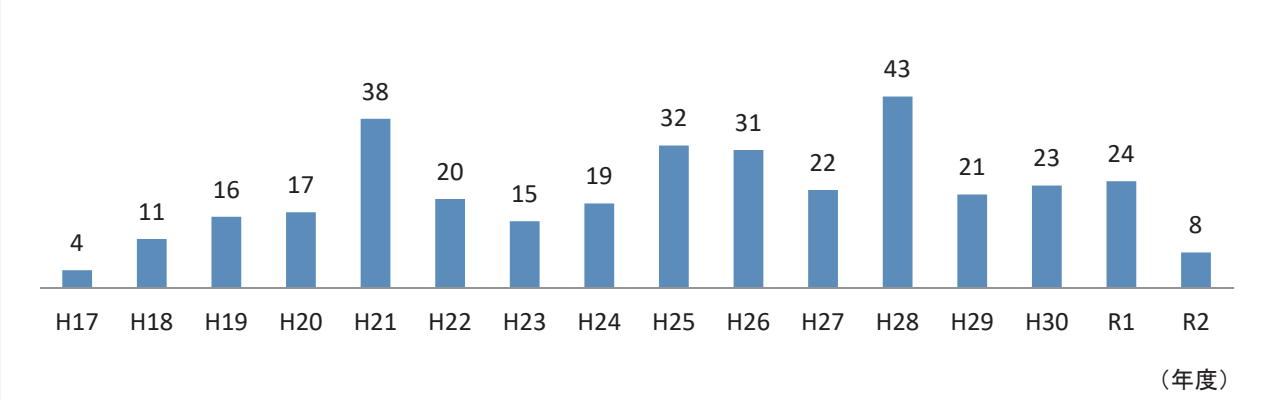

（注）クロスボーダー事案を含む

（図2-2-2） インサイダー取引を行った違反行為者の属性

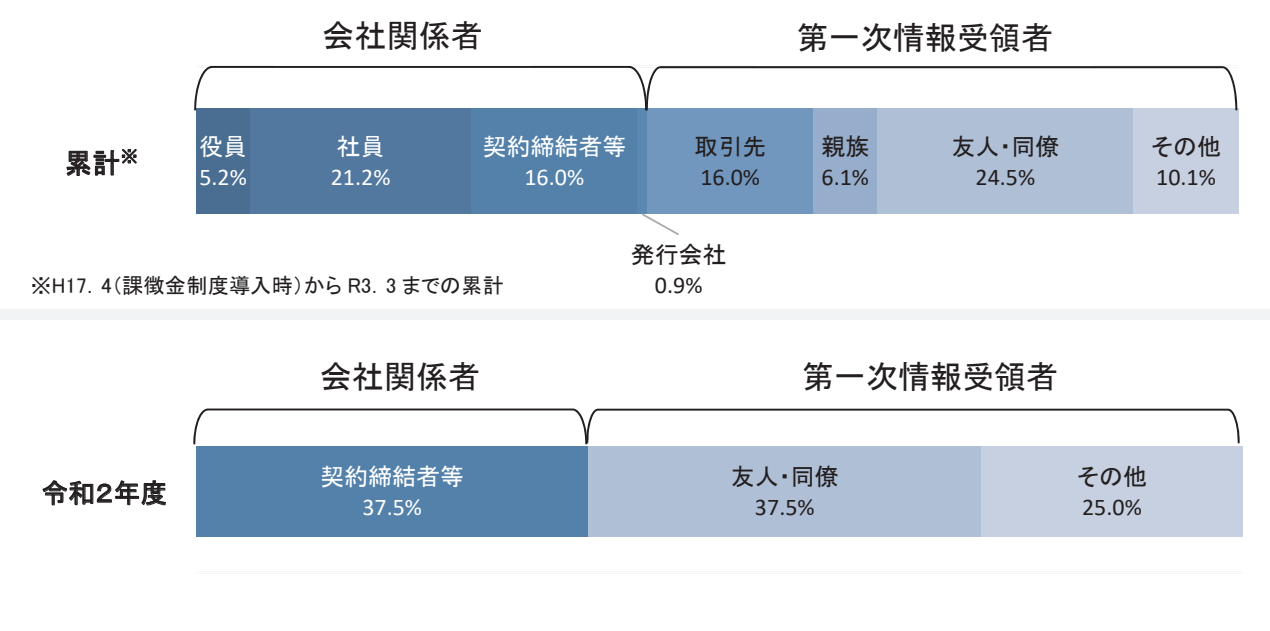

（参考）違反行為者の属性（簡略図）

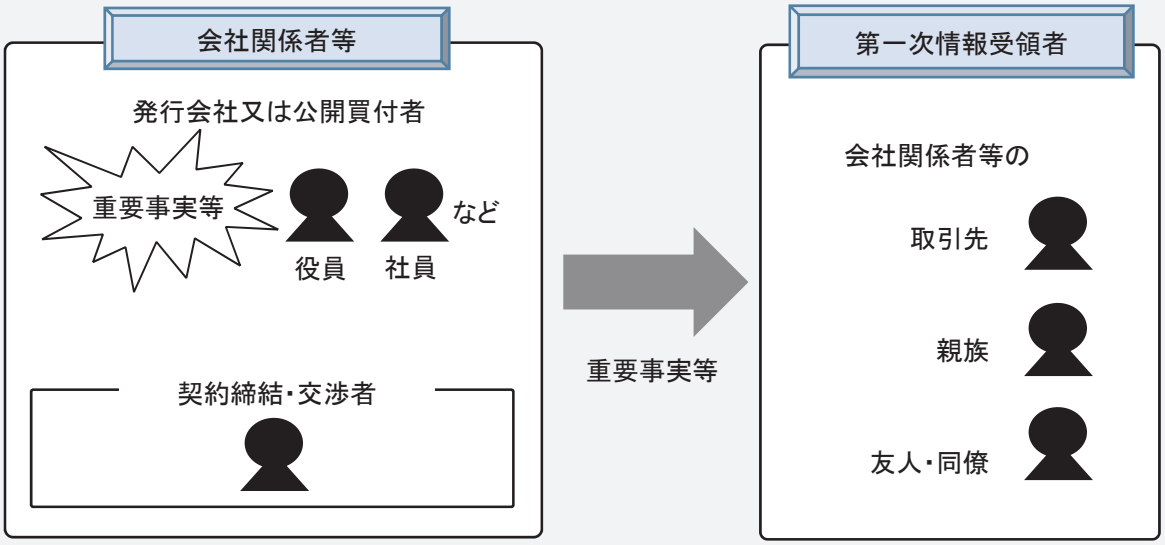

令和2年度の勧告件数8件における重要事実等10件（公表前の複数の重要事実等を知りながらインサイダー取引を行った事例があるため、勧告件数と重要事実等の数は一致しない）を分類すると、公開買付け等事実が3件（30.0%）、業務提携、新株等の発行が各2件（各20.0%）となり、その他に、株式分割、合併、会社の分割が各1件（30.0%）となっている。（図2-2-3参照）。

一般に、公開買付け等事実、業務提携など社外の様々な関係者との契約締結・交渉を伴う場合は、重要事実等の決定から公表までの期間が長期化する傾向があるため、より一層の情報管理が必要である。

（図2-2-3）重要事実等別の構成割合

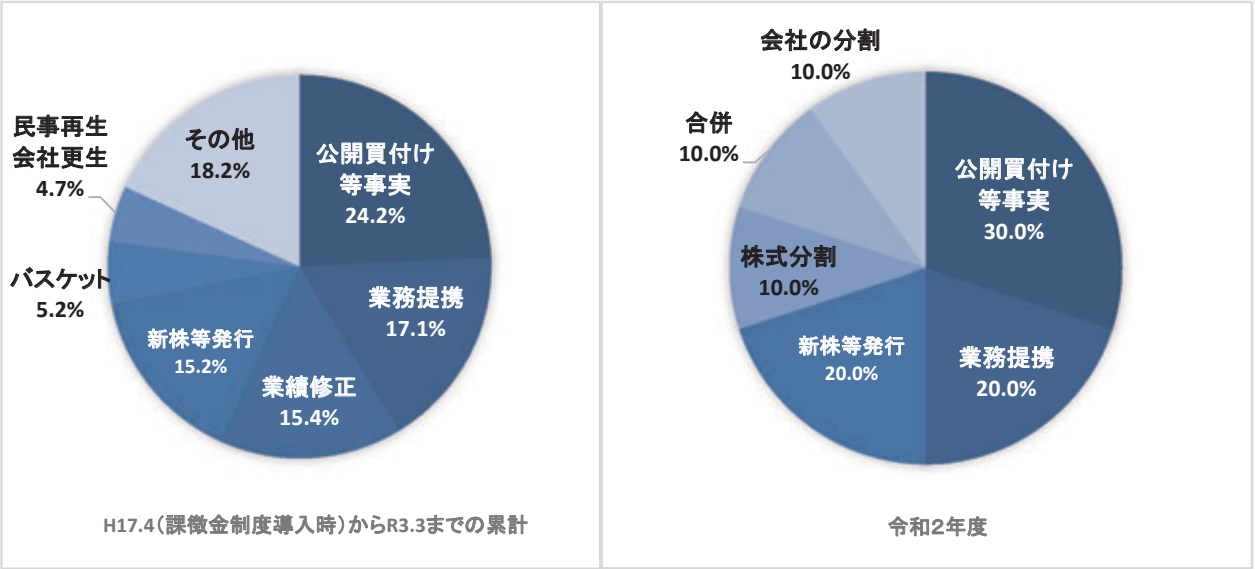

これらのインサイダー取引の調査に係る上場会社においては、インサイダー取引防止規程が設けられているにも関わらず、社内における理解が十分でない上場会社や、取引推奨規制についての記載がない上場会社も依然として確認された。

＜主なインサイダー取引事案＞

事案概要	勧告日 課徴金額	特徴
上場会社の役員が、職務に関し知った重要事実を知人に伝達し、伝達を受けた知人が重要事実の公表前に買い付けた事例。	R2.10.20 27万円	・上場会社の役員自らが、職務上不要な情報伝達を行ったことによるインサイダー取引事例。 ・違反行為者は他人名義の証券口座を使用。

＜情報伝達規制事案＞

事案概要	勧告日 課徴金額	特徴
・上場会社の社員が、職務に関し重要事実を知り、利益を得させる目的をもって知人に伝達した事例。 ・また、他の銘柄でも、契約締結交渉者の従業者の立場で、同一の知人に重要事実を伝達した事例。	R3.1.15 451万円[6]	情報伝達者と第一次情報受領者は、違反行為の発覚を避けるために、相談して、別の知人名義の証券口座を使用した事例。

(2)　相場操縦

令和2年度における相場操縦に関する課徴金納付命令勧告件数は6件であり、いずれも個人投資家による相場操縦であった。このうち1件は、違法な安定操作取引で課徴金納付命令勧告を行った初の事例である。

PTSにおいて取引所より高い株価で買付けを行い、取引所の株価を人為的に引き上げる手法、最小売買単位の買付けを繰り返すことにより株価を引き上げる手法、自己・親族及び知人名義の口座を使用し、自己による売買の注文を対当させて仮装売買[7]を行う手法など、取引手法の複雑化・巧妙化が見られた。

＜主な相場操縦事案＞

事案概要	勧告日 課徴金額	特徴
個人投資家が、A社株式の相場を、取引所が定める上場廃止基準を超える水準に安定させる目的をもって一連の取引を行った事例。	R2.9.11 1,334万円	課徴金事案として、違法な安定操作取引が行われたと認定して法第159条第3項を初めて適用した事例。

[6] 当該課徴金納付命令対象者は情報伝達規制違反のほか、インサイダー取引も行っており、それらを合算した金額。

[7] 仮装売買とは、権利の移転を目的としない取引のことであり、典型的には、同一人が同一の銘柄について同時期に同価格で買付け及び売付け等の取引をすることをいう。

3. 今後の課題

（1） 適切な法令適用

上場会社の役員など会社関係者等から重要事実の伝達や取引推奨を受けた者による取引が行われた事案が、引き続き多く見られる。こうした会社関係者等による情報伝達や取引推奨行為についても適切に法令適用していく。

相場操縦事案においては、違法な安定操作として勧告した初の事例や、PTSを利用した違反行為事例があり、複雑化・巧妙化する取引についても、適切に法令適用していく。国内外の経済環境の変化により、金商法制定時には想定されていなかった経済活動や企業の価値判断が株価に影響を与えるような事象が生じている。インサイダー取引事案において、データ偽装他複数の事象が、金商法において重要事実として列挙されている事象には該当しないものであっても、「上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」に該当するか、適切に判断していく。市場監視の空白を生まないため、引き続き、適切に法令を適用することが重要である。

（2） クロスボーダー取引への対応

クロスボーダー取引を利用した不公正取引に対しては、証券規制当局間の多国間情報交換枠組みを活用した海外当局との連携や、海外規制当局との幅広い情報・意見交換などを行うことにより、効果的・効率的な実態解明に取り組んでいく。

（3） 情報発信

市場規律強化に向けた取組みとして、勧告後の適切な情報発信[8]（ウェブサイト掲載・記者への説明・市場へのメッセージ[9]等）、各種の講演や寄稿、課徴金事例集の公表を行っている。今後も、国内外への情報発信の充実に積極的に取り組み、勧告事案を分かりやすく伝える。また、投資家や会社関係者等へのメッセージとして、自身のインサイダー取引だけではなく、情報伝達・取引推奨行為も金商法違反となることについても、様々な機会を活用し情報発信する。こうした取組みにより、不公正取引の未然防止につなげていく。

（4） デジタルフォレンジック技術の向上

事案の全体像を正確に把握するためにも、不公正取引の調査においては、調査対象者が保有している電子機器等のデータ保全が欠かせない。ITの進展によるSNSなどの情報伝達

---

[8] 例えば、金融庁及び証券取引等監視委員会においては、一般の方々が安心して公正な株式投資等を行うことができるよう、「インサイダー取引規制に関するQ＆A」を公表している。

[9] 平成 31 年4月から、「証券監視委メールマガジン」を「市場へのメッセージ」としてリニューアル。
https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm

手段の多様化、データの大容量化に対応するため、デジタルフォレンジック技術の一層の向上に取り組んでいく。

監視委コラム

不自然な取引は見逃さない

≪市場参加者へのメッセージ≫

取引調査においては、インサイダー取引等の不公正取引が疑われる事実が発覚した場合、重要事実又は公開買付け等事実の公表前にタイミング良く売買している者の保有する証券口座・銀行口座等の調査に加え、その関係者に対しても幅広い調査を実施しており、これらの関係者との間における借名取引の疑いや不自然な資金動向なども確認し、違法行為の把握に努めています。

例えば、証券監視委では、これまでに、多数の事例で借名口座を利用した不公正取引を把握してきました。このような場合、取引を行った本人はもとより、把握した借名口座の名義人等に対しても、必要に応じて調査等を行っています。令和2年度も、借名取引の隠匿等を企図して、関係者間で銀行振込を利用せずに現金授受だけで行われていた以下の事例のようなインサイダー取引も勧告しました。

なお、平成17年の課徴金制度の導入以降、インサイダー取引のほか、相場操縦や偽計を含めた不公正取引について、これまでに勧告した事案ごとの課徴金額は、最大で約40億円、最小で2万円であり、証券監視委は、取引規模や課徴金額の大小にかかわらず、常に取引を監視しており、たとえ、利得が小さくても、市場に対する不正には断固として対処していきます。

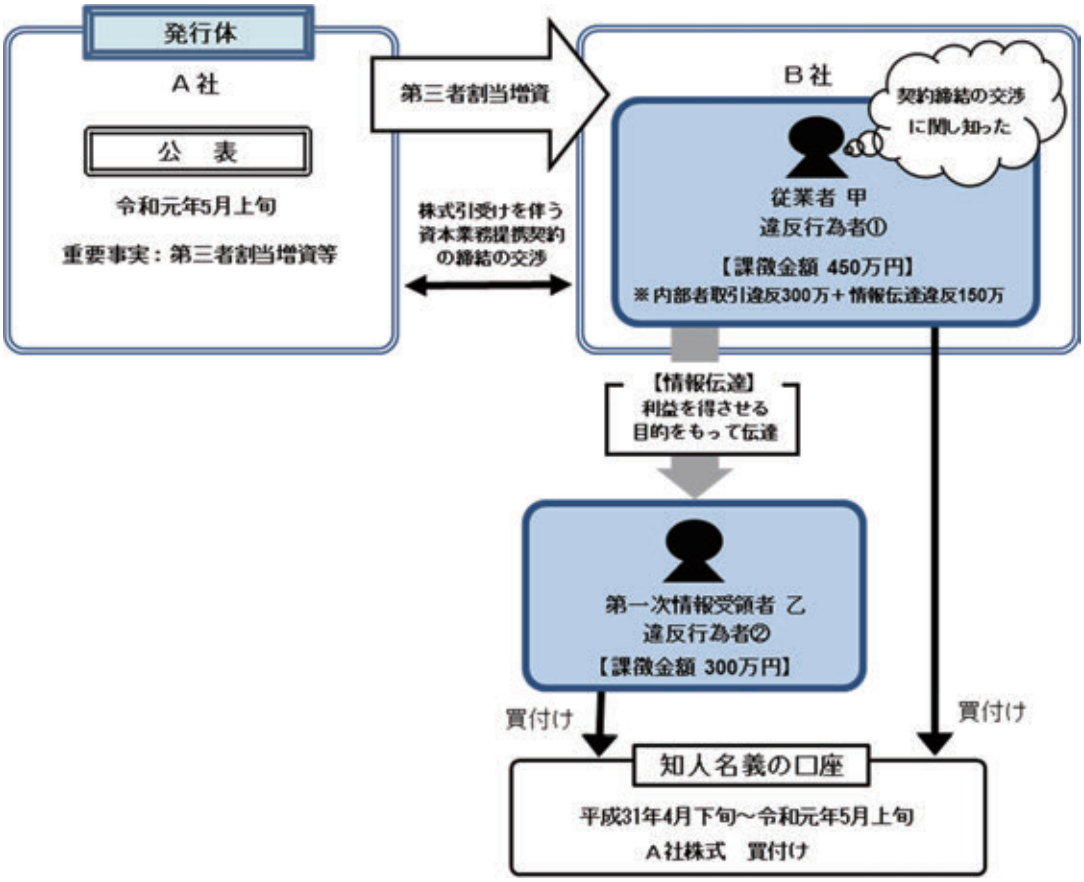

2－3　開示規制違反の検査・情報収集

1. 開示検査の目的

金商法における開示制度は、有価証券の発行・流通市場において、適切に投資判断を行うために重要であると考えられる情報を投資者に提供することによって、投資者保護を図ろうとする制度である。具体的には、有価証券の発行者等に対し、その発行者の事業内容、財務内容等の情報を記載した有価証券届出書、有価証券報告書等の開示書類の提出を義務付け、内閣総理大臣がこれらの開示書類を公衆の縦覧に供することによって、これらの情報が投資者に開示されることになる。

このようにして、投資者は、有価証券の発行者等が提出する開示書類の情報に基づいて投資判断を行うことが可能になるが、これらの情報が虚偽である場合や開示されるべき情報が記載されていない場合には、これらの情報に基づいて投資判断を行った投資者は、不測の損害を被るおそれがある。

このため、証券監視委は、開示検査を通じて、開示書類に虚偽記載等がある場合には、投資者に正確な情報が提供されるよう、虚偽記載等のある開示書類の提出者に訂正を求めるとともに、重要な虚偽記載等の開示規制違反を行った有価証券の発行者等に対する課徴金納付命令の勧告を行っている。また、証券監視委では、こうした開示規制違反の再発防止や未然防止のための様々な取組みを行っている。

2. 令和2年度の開示検査の実績・傾向

令和2年度は、日本を代表するグローバル企業による開示規制違反等の発生を踏まえ、上場会社等について開示規制違反リスクに着目した情報収集・分析を行い、開示規制違反が疑われる上場会社等を早期に発見し、機動的かつ多面的な開示検査を実施した。

こうした活動を通じて、令和2年度は、前年度からの継続事案も含め、27件の開示検査を行い、13件について検査を終了した。これらのうち10件については、有価証券報告書等の開示書類に重要な虚偽記載等が認められたことから、課徴金納付命令勧告を行った。また、検査を行った各事案については、課徴金納付命令勧告を行わなかったものも含め、開示書類における記載内容の訂正が必要と認められた場合には、それらの提出者に対して、開示書類の訂正報告書等の自発的な提出を促した。

さらに、開示検査では、課徴金納付命令勧告の有無にかかわらず、開示規制違反が認められた上場会社の経営陣と、その背景・原因等について議論し、問題意識を共有することで、適正な情報開示に向けた体制の構築・整備を促し、再発防止を図っている。その上で、こうした体制の

構築・整備に対して積極性が認められない上場会社については、関係機関（金融商品取引所、会計監査人）等と連携して開示規制違反の再発防止に努めている。

(1) 課徴金納付命令勧告事案

＜主な勧告事案＞

	事案の概要	勧告日 課徴金額	不正な会計処理の背景・原因
1	当社は、記載すべき当社と当社役員との取引を、「関連当事者との取引」として、連結財務諸表への注記を行わなかった。	R2.7.7 1,200万円	・当社社長及び会計責任者は、法令等の理解が不足していた。 ・当社の内部統制は機能しておらず、ガバナンス体制は極めて脆弱であった。
2	・当社は、架空の期末在庫計上による売上原価の過少計上等の不正な会計処理を行った。 ・当社は、長期間にわたり、多岐・多額の不正な会計処理を行っていた。	R2.12.12 21億6,333万4,996円	・当社の経理実務に関する権限が、一人の経理担当者に集中していた。 ・当社において、適正な会計処理を重視しない企業風土があった。 ・経理部門に対する当社内のチェック機能が不全であった。
3	・当社は、売上原価の過少計上等の不正な会計処理を行った。 ・当社は、上場前から、こうした不正な会計処理を行っていた。	R3.1.29 3億9,615万円	・当社社長が業績偏重の考えに基づき、過大に設定した業績目標の必達を役職員に強要する中、当社の海外子会社が業績目標を達成したかのように見せかけようとした。 ・不正な会計処理については、当社の財務報告の責任を有する当社副社長等が、自ら指示又は容認していたと考えられる。

令和2年度の課徴金納付命令勧告を行った事案では、売上原価の過少計上等の不正な会計処理による過大な当期純利益の計上等、有価証券報告書等についての虚偽記載又は不記載が認められた。また、「関連当事者との取引に関する注記」の不記載（本編監視委コラム「関連当事者取引はなぜ注記が必要か？」参照）、海外子会社の不正な会計処理による虚偽記載（本編監視委コラム「海外子会社管理は大丈夫？」参照）、上場会社が自主的に提出した有価証券報告書の訂正報告書の訂正内容についても虚偽記載が認められた。

（2）その他

証券監視委では、開示検査の結果、開示書類の投資者の投資判断に影響を与えるような重要な虚偽記載等が認められなかった場合でも、正確な情報を投資者に提供する観点から、開示書類の記載内容の訂正が必要と認められた場合には、これらの開示書類の提出者に対し、自発的に開示書類の訂正報告書等を提出するよう促すこととしている。

また、開示検査を実施し、内部統制の不備が認められた場合には、開示規制違反を未然に防止する観点から、経営陣とその是正策・改善策等について議論を行うこととしている。

この他、必要に応じて、特定関与行為[10]についての検査も行うこととしている。

令和2年度においては、上記のように自発的に開示書類の訂正報告書等を提出するよう促す事案や、特定関与行為が認められた事案はなかった。

3. 今後の課題

（1）事案分析の充実

取引等の複雑化、企業のグローバル化の進展、ビジネスモデルの多様化・変転等を背景とした開示規制違反リスクに着目し、上場会社等についての情報収集・分析を行う。また、開示規制違反の早期発見・早期是正を図るため、機動的かつ多面的な開示検査を実施する。

（2）開示規制違反の再発防止・未然防止への対応

①　経営陣との認識共有

開示規制違反が認められた上場会社等の経営陣と、その背景・原因等について議論し、問題意識を共有することで、適正な情報開示に向けた体制の構築・整備を促し、再発防止・未然防止を図る。また、こうした情報開示体制の構築・整備に対して積極性が認められない場合には、必要に応じて、金融商品取引所や会計監査を行っている監査法人等と当該上場会社に関する情報共有を行っていく。

[10] 重要な虚偽記載等のある開示書類の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をいう。

② 情報発信の充実・強化

証券監視委では、開示規制違反の未然防止に向けた取組みの一環として、勧告後の情報発信（ウェブサイト掲載・記者への説明等）において、できる限り分かりやすい説明に努めている。また、毎年、開示検査事例集を作成・公表し、検査によって把握された開示規制違反事例等の内容を紹介することにより、上場会社内での適正な情報開示に向けた議論や、会計監査人である公認会計士又は監査法人と上場会社との対話の促進に努めている。今後も、こうした積極的な広報・周知活動を行い、開示規制違反の再発防止及び未然防止を図る。

関連当事者取引はなぜ注記が必要か？

≪上場会社へのメッセージ①≫

「関連当事者」とは、上場会社等の親会社、子会社、主要株主、役員等をいい（財務諸表等規則第8条第17項、連結財務諸表規則第15条の4）、上場会社等が「関連当事者との取引」を行っている場合には、その重要なものについて、「関連当事者」ごとにその内容を注記しなければならないとされています（財務諸表等規則第8条の10、連結財務諸表規則第15条の4の2）。

上場会社等がその関連当事者と取引を行う場合には、その取引は上場会社等と関連当事者が対等な立場で行われているとは限りません。このような場合には、上場会社等の財政状態や経営成績に影響を及ぼしていることもあります。また、直接、取引を行っていない場合でも、関連当事者の存在自体が上場会社等の財政状態や経営成績に影響を及ぼしていることもあります（関連当事者の開示に関する会計基準第2項）。このように、関連当事者との取引は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものと考えられることから、その開示が求められています。

《事例》
当社は、当社の取締役（当社の「関連当事者」に該当）に対して、多額の送金を行ったが、当該送金は「資金貸借取引」であり、会計基準に定められている重要な取引に該当することから、当社は、当該送金を「関連当事者との取引」として連結財務諸表に注記すべきところ、注記を行いませんでした。

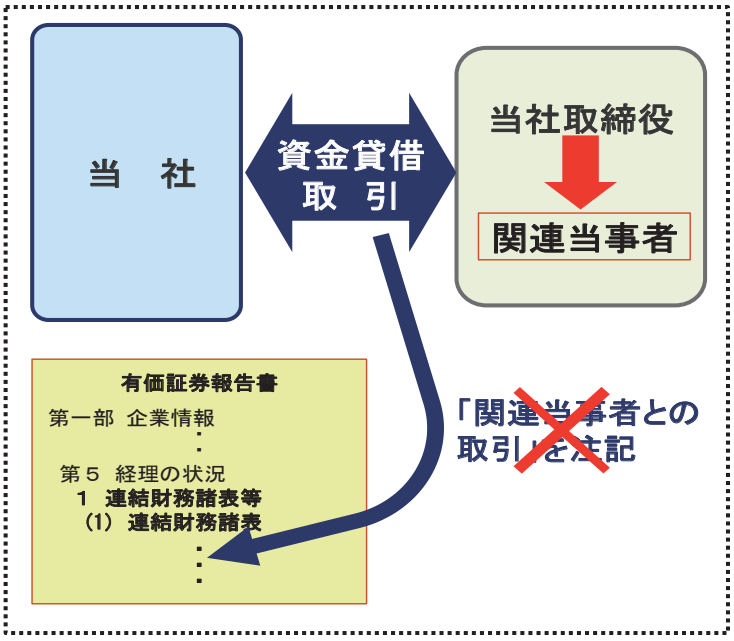

連結財務諸表本表の虚偽記載等ではなく、「関連当事者との取引に関する注記」を記載しなかったことのみをもって、重要な事項の不記載として認定した事例

上場会社の皆様におかれては、こうした関連当事者との取引について注記が求められている理由を十分にご理解いただいた上で、法令及び会計基準等に基づき適切な開示を行っていただく必要があります。

監視委コラム

海外子会社管理は大丈夫？

≪上場会社へのメッセージ②≫

近時、上場会社の海外子会社を舞台にした会計不正が発覚しています。その原因は、親会社である上場会社の海外子会社に対する管理体制の甘さにあると考えられます。例えば、現地の外国人担当者に管理を実質的に一任していたり、本社からその海外子会社や地域を統括する責任者を派遣していても、管理体制そのものが脆弱であったり、全く機能していないという事例もありました。こうした状況の下で、新規事業を展開したり、新たな取引を開始したところ、会計不正をはじめ不正行為が発生している事例が見受けられます。

《事例》

上場会社（以下、「当社」という。）の海外子会社であるA社は、自社の売上を増加させるため、下記の不正な会計処理等を行いました。（下記取引概要図）

① A社は、A社の取引先であるB社及びその関係会社（以下「B社等」という。）などとの間で架空取引を行い、売上を過大に計上した。

② A社は、A社の前代表者が代表者を務めるC社（当社の国内子会社）の資金を利用するため、C社がD社へ支払った架空仕入の代金をB社等へ還流させ、A社のB社等に対する滞留売掛金の回収に充てていた。

≪ ②の取引概要図 ≫

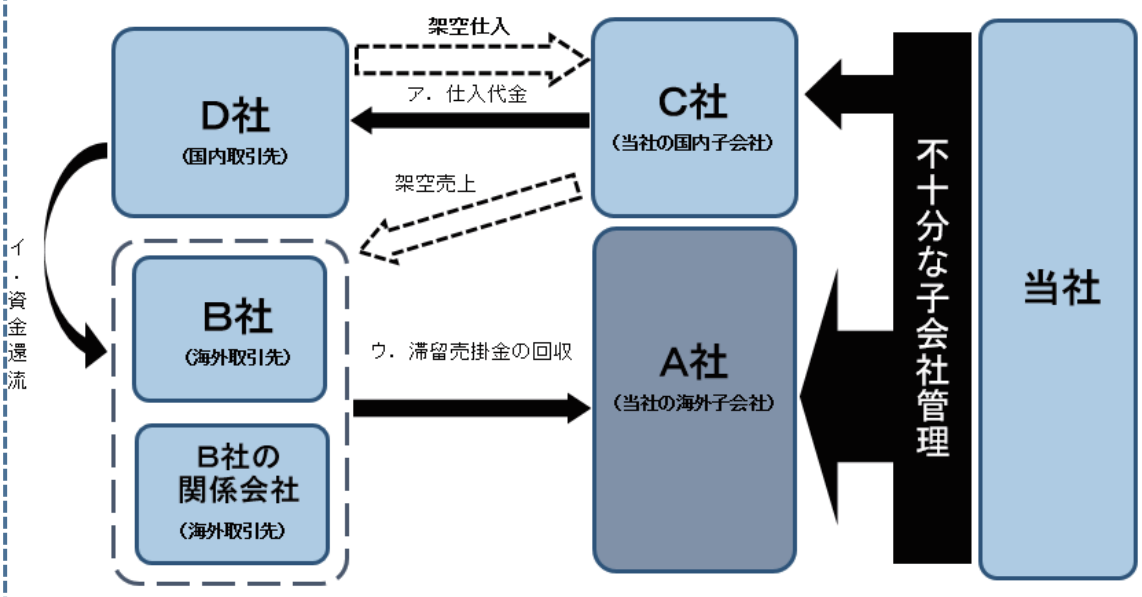

本事例では、会計不正が行われた海外子会社には1名の日本人駐在員がいましたが、権限はこの駐在員に集中し、牽制機能が十分に働いておらず、また、滞留債権や与信枠等の管理などの面において、本社による統制も十分に機能しているとはいえない状況でした。さらに、監査役監査、内部監査及び会計監査人の監査の連携が不十分であり、約2年に亘り、この海外子会社に対するいずれの往査も行われていませんでした。

2－4　金商業者等へのモニタリング等

1. 証券モニタリングの目的

証券モニタリングは、オン・オフ一体のモニタリングを通じて、金商業者等の業務又は財産の状況等を的確に把握し、問題点があることを把握した場合には、必要に応じて、証券監視委が、内閣総理大臣（金融庁長官）に対して、適切な措置若しくは施策を求めること、又は監督部局に対して、必要な情報を提供する等の措置を講じることにより、金商業者等が、自ら適切なガバナンスやリスク管理態勢を構築し、法令や市場ルールに即した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促し、投資者が安心して投資を行える環境を保つことを目的としている。

2. 証券モニタリングの実績（リスクアセスメント等）

現在、証券モニタリングの対象業者数は、延べ約7,700となっており、その規模、業務内容や取扱商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令遵守、投資者保護の意識・態勢が十分でない業者も存在していることから、証券モニタリングにおいては、「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」（「主なトピックス」参照）に基づき、金商業者等のリスク特性に応じた効果的・効率的なモニタリングに努め、リスクの所在を早期に把握することが重要となっている（図2-4-1参照）。

証券監視委では、平成28年7月から、全ての金商業者等を対象に、オフサイト・モニタリングにおいて金融庁関連部局等と連携して、経済動向や業界動向等の環境分析やビジネスモデルの分析等のリスクアセスメントを行っている。リスクアセスメントにおいては、個々の金商業者等の業務内容等に着目した検証に加え、主な証券会社については経営管理（ガバナンス）、システム管理、リスク管理、内部監査等の状況について、業態横断的な視点での検証も行った。

こうしたリスクアセスメントを踏まえ、財務局とも連携しながら、多面的な項目によるリスク評価に応じて（リスクベース）オンサイト・モニタリング（立入検査）先を選定。オンサイト・モニタリングにおいては、金商業者等が取り扱う商品の内容や取引スキームを検証した上で、問題が認められた場合には、根本原因の究明を行い、業務運営の適切性等について、行政処分勧告や問題点の通知などを行った。

また、財務局とは、日頃からコミュニケーションを密にし、関係する情報について、タイムリーな共有等を図ったほか、財務局が行うオンサイト・モニタリングに対して、積極的に助言や指導を行った。

（図2-4-1）　証券モニタリング対象業者数の推移（各年度末時点）

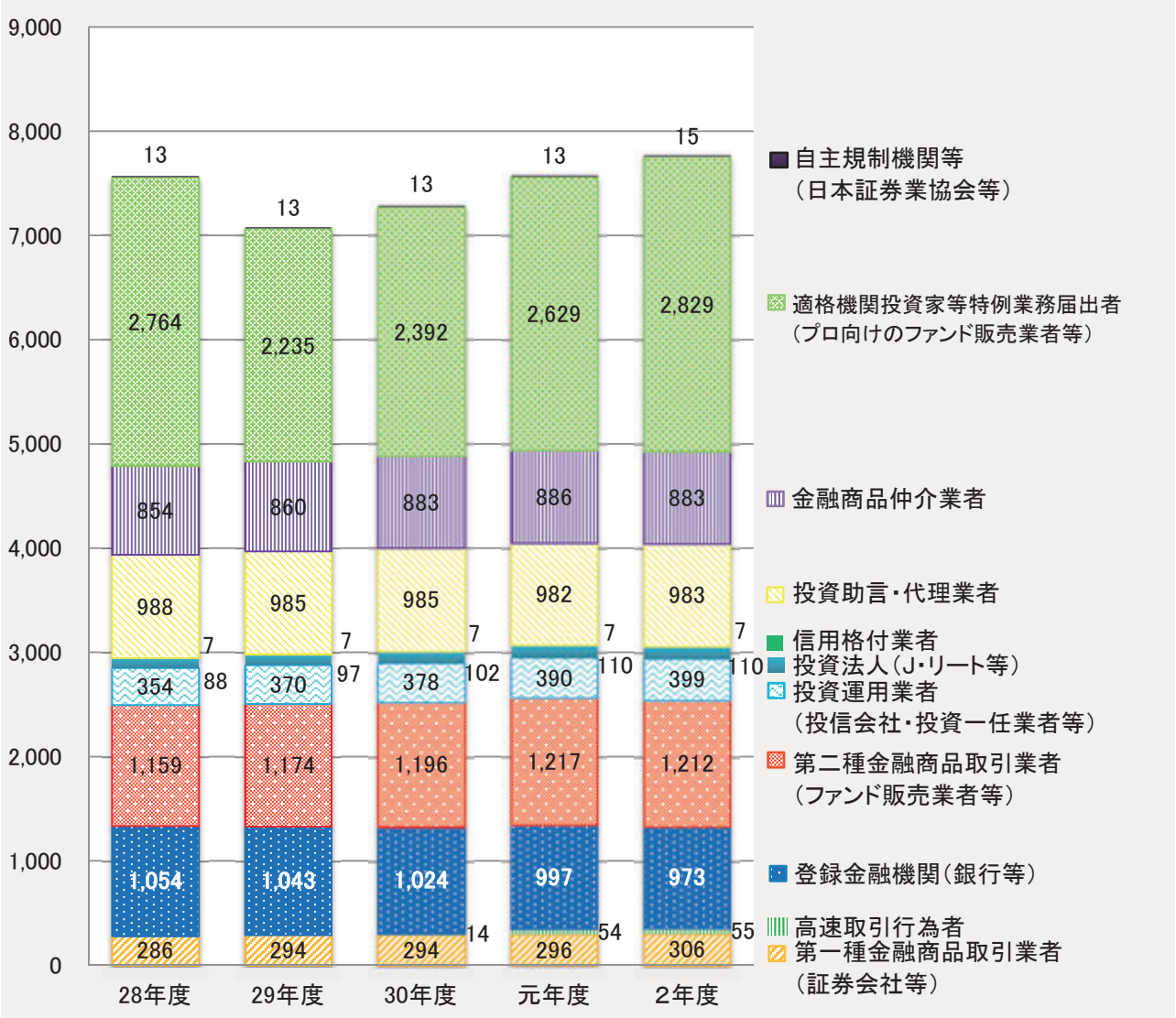

第1節
第2節
第3節
2-4
第5節
第6節
第7節
第8節

（図2-4-2）　令和2事務年度[11]証券モニタリング基本方針のポイント

SESC "for investors, with investors"

令和２事務年度　証券モニタリング基本方針のポイント

証券モニタリングの基本的な進め方

※ 証券監視委の方針だけではなく、金融庁が公表する監督指針、プリンシプルや分野ごとのディスカッション・ペーパー等の考え方・進め方も踏まえながら、証券モニタリングに取り組んでいく。

○ 証券モニタリングの対象業者全体について、金融庁関連部局等と連携し、ビジネスモデル等を含めた多角的な観点でリスクアセスメントを行い、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定する取組を継続していく。

○ オンサイト・モニタリングでは、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を把握し、発生原因を究明することにより、実効性のある再発防止策につなげていく。さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、証券監視委の問題意識をモニタリング先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していく。

今事務年度の取組方針

○ 海外の金融商品や高収益のファンドなど取扱商品を拡大する動きや、新型コロナウイルス感染症が金融商品取引業者等の経営環境や業務運営に与える影響等も十分注視しながら、以下のような場合を中心に、引き続き積極的にオンサイト・モニタリングを実施し、深度ある検証を行っていく。

① 個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況
② リスクの所在が不明確な金融商品を取り扱い、その勧誘実態等の検証が必要な状況
③ オフサイト・モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握できない状況（検査未実施期間が長期化している場合を含む）
④ 分別管理が適切に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸念される状況

○ 無登録で金融商品取引業を行っている業者については、情報を積極的に収集・分析して調査を行い、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てを行うなど、関係機関と一層緊密に連携しながら、投資者被害の拡大防止に向けた取組を積極的に進めていく。

《規模・業態別の主な検証事項》

第一種金融商品取引業者	大手証券会社グループ	・国内外の業務展開を支えるガバナンス・リスク管理態勢の整備状況、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組 ・プリンシプルに則した実効性のあるコンプライアンス態勢確立への取組、顧客本位の業務運営の浸透・定着に向けた取組、AML/ CFTの取組状況 ・取組方針を踏まえた私募案件組成、投資事業のリスク、海外を含めたグループ全体のリスク管理 ・銀証連携による利益相反管理態勢【３メガ証券会社】 ・営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し、オンサイト・モニタリングを実施
	外国証券会社	・バックオフィス業務の海外委託の進展状況、ビジネスモデルの構造的な変化に対応した内部管理態勢の整備状況 ・我が国金融機関等向けに販売する金融商品の動向や当該商品のリスク
	ネット系証券会社	・グループ全体の戦略や運営方針を念頭に置きつつ、取扱金融商品の増大、金融商品仲介業者を活用した対面営業への進出・拡大等に係る内部管理態勢の整備状況 ・サイバーセキュリティを含むシステムリスク管理の実施状況
	準大手証券、地域証券会社等	・適合性原則への対応も含めた投資者保護の観点からの不適切な勧誘行為等 ・外国資本等に主要株主や経営体制が変更された証券会社について、ビジネスモデルやガバナンスの観点から検証
	ＦＸ業者	・リスク情報の開示状況、ストレステストの実施と自己資本への反映状況等
投資運用業者		・顧客に対する忠実義務・善管注意義務を実現するための利益相反管理態勢や外部委託運用に対する運用管理態勢等 ・適正な時価を把握する体制の整備状況 ・代替資産への投資の現状把握
投資助言・代理業者		・顧客に誤解を生じさせる広告手法、虚偽の説明による勧誘等
第二種金商業者、特例業務届出者、その他		・高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の実在性等【第二種金商業者、特例業務届出者】 ・業態特性を踏まえたリスクベースでのモニタリング【登録金融機関、信用格付業者、証券金融会社、自主規制機関等】
無登録業者		・裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限の積極的な活用 ・無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を含めた情報発信の強化 ・金融庁関連部局、各財務局等、捜査当局及び消費者庁等との積極的な連携

・高速取引行為関連の業務については、第一種金融商品取引業者の受託業務における内部管理態勢の整備状況のほか、取引所・私設取引システム・ダークプールといった複数の市場をまたぐ注文執行、売買管理等も検証
・暗号資産デリバティブ、電子記録移転権利、商品先物等に係る業務については、情報分析を進め、各業態のリスク特性に応じて検証

《関係機関との連携・モニタリング結果の情報発信》

○ 各財務局等とは、オフサイト及びオンサイト・モニタリング双方の計画策定から緊密に連携し、必要に応じて合同検査も実施
また、財務局間の情報の集約・共有やモニタリング手法の検討等を行うとともに、各財務局が必要とする研修にも注力
○ 自主規制機関とは、引き続き緊密に連携。タイムリーな情報交換により、モニタリングを効果的・効率的に進める
○ 金融商品取引業者の監査関係者及び社外取締役に対しても検査結果を共有することにより、改善に向けた自主的な取組みを促す

（令和２年８月公表）

[11] 令和2事務年度は、令和2年7月1日から令和3年6月30日までの間を指す。

(1) 証券会社等

証券会社等について、令和2事務年度においては、監督指針の改正（適合性原則の明確化）等を踏まえた、適正な投資勧誘等に重点を置いた顧客本位の業務運営の定着状況について検証したほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が見られる中で、価格変動が著しい投資資産を保有する顧客への対応、投資者の不安に乗じた悪質な取引への対応等についてモニタリングを実施した。

また、個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況にある先や、リスクの所在が不明確な商品を取り扱いその勧誘実態等の検証が必要な状況にある先等について、積極的にオンサイト・モニタリングを行った。

その結果、令和2年度にオンサイト・モニタリングが終了した証券会社等35社のうち、問題が認められた11社に対して問題点を通知するとともに、著しく事実に相違する広告表示の事案など、重大な法令違反が認められた2社に対して行政処分勧告を行った。

＜主な勧告事案＞

業者名	勧告日	事案の概要
㈱FXプライムbyGMO	R2.8.4	同社が提供する店頭外為証拠金取引の取引ツールに係るシステムは、成行注文の場合、スリッページの発生を排除できない仕様となっているところ、同社は当該仕様を認識していたにもかかわらず、スリッページの発生状況に係る調査を行ったA社の報告書（スリッページが発生したとの記載なし）を引用すれば問題ないと考え、ウェブ広告等の中に、「スリッページなし（0%）、A社調べ」との著しく事実に相違する記事を掲載した。
クリエイトジャパン㈱	R2.11.13	同社は、取引所外為証拠金取引を取り扱っているところ、見込顧客に対する新規口座開設に向けた当該取引に係る勧誘において、勧誘受諾意思確認義務違反及び再勧誘の禁止違反の事実が認められた。

(2) 投資運用業者

投資運用業者については、顧客に対する忠実義務・善管注意義務を実現するために、利益相反管理態勢や外部委託運用に対する運用管理態勢のほか、適正な時価を把握する体制の整備状況等について検証するため、オンサイト・モニタリングを実施した。

その結果、令和2年度にオンサイト・モニタリングが終了した5社のうち、問題が認められた3社に対して、問題点を通知するとともに、投資信託の受益者のために善良な管理者の注意をもって投資運用業務を行っていない状況が認められた1社に対して、行政処分勧告を行った。

＜勧告事案＞

業者名	勧告日	事案の概要
あいグローバル・アセット・マネジメント㈱	R3.1.29	同社は、自ら設定・運用する投資信託について、投資対象先の運用者の運用体制、運用方法の実在性、管理方法等について、設定の前後を通じて十分な調査等を実施していなかった。また、同社は、投資対象先における運用方法の実在性について十分に調査していないにもかかわらず、あたかも当該運用方法によって安定的な収益が確保できるかのような資料を用いて、当該投資信託の販売会社や受益者に説明を行っていた。

(3) 第二種金融商品取引業者

貸付型ファンドの販売業者を含む第二種金商業者については、高利回りを掲げるファンドや出資対象事業の実在性等に着目したモニタリングを行うとともに、投資者等から寄せられた情報の分析を通じて、リスクが高いと考えられる業者に対してオンサイト・モニタリングを実施した。

(4) 投資助言・代理業

投資助言・代理業者については、顧客に誤解を生じさせる広告を行っていないか、虚偽の説明による勧誘を行っていないか等についてモニタリングを行い、リスクが高いと考えられる先に対してオンサイト・モニタリングを実施した。

その結果、令和2年度にオンサイト・モニタリングが終了した投資助言・代理業者3業者のうち、問題が認められた3業者に対して問題点を通知するとともに、このうち虚偽の内容を告げ

て投資顧問契約の締結の勧誘を行っていた事例や第三者への名義貸しを行っていた事例など、重大な法令違反が認められた2業者に対して行政処分勧告を行った。

＜主な勧告事案＞

業者名	勧告日	事案の概要
㈱IGMフィナンシャルグループ	R2.4.14	同社は、ウェブサイトの専用ページにおいて、助言実績に関し、損失が発生したものを利益とするなどの虚偽の内容を告げていた。また、当社の助言実績とは無関係のものを助言実績であるかのように誤解を生ぜしめるべき表示を行い、投資顧問契約の締結の勧誘を行った。
㈱プログレスマインド	R2.6.12	同社は、金融商品取引業の登録がない者に対し、同社の名義をもって投資助言・代理業を行わせた。 また、同社は、投資顧問契約の締結に際し、同社代表取締役を助言・分析者である旨を記載した契約締結前交付書面等を交付しながら、同社代表取締役は、助言等の行為を一切行うことなく、同社代表取締役が個人的に雇用したとする者等をして、投資助言行為を行わせていた。

(5) 金商法違反行為に対する裁判所の禁止命令等発出の申立て

無登録業者等による投資者被害を防止するため、金融庁、各財務局等及び捜査当局等と連携し、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を適切に活用するとともに、必要に応じて無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、厳正に対処した。

＜申立て事案＞

被申立人	申立日（申立を行った裁判所）	申立ての概要	発令日
㈱株式会社ウェルスデザイン他1名	R2.11.10（東京地裁）	同社らは、一般投資家に対し、海外集団投資スキーム持分に該当する複数の金融商品に係る取得勧誘を行い、少なくとも延べ1,125名の一般投資家に対し、少なくとも30億円を出資させるなど、無登録で第二種金融商品取引業を行っていた。	R2.12.24（東京地裁）

(6)　留意すべき事項について

オンサイト・モニタリングにおいては、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を検証・把握し、問題の根本原因の究明を行うことにより、実効性のある再発防止策を策定させることが重要である。

そのため、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要と認められた場合には、検査終了通知書に「留意すべき事項」として記載して証券監視委の問題意識をモニタリング先と共有し、実効性のある内部管理態勢の構築等を促してきた。

＜具体的な事例＞

① 地域金融機関へのリスク商品販売に係るガバナンス強化

当社は、顧客基盤拡大のため、地域金融機関に対しても、リスクの高い仕組債の販売に注力する予定としている。ただし、中小の地域金融機関にとっては、収益を維持すべく、自らの経営体力に見合わない過度なリスクテイクとなることが懸念される。

このため、当社は、各地域金融機関の属性・規模・体制のほか、リスク商品の複雑性などに応じた適合性の確認・判定・承認プロセスを規程し明確化するなど、最適な販売態勢を構築していく必要がある。

② 顧客本位の業務運営について

当社においては、リテール顧客に占める高齢顧客の割合が多い状況を踏まえ、高齢顧客へのアプローチ方法についての配慮等がより重要になるものと考えられる。このため、営業員らが専ら自己及び当社の利益を優先することなく顧客本位の業務運営を徹底することに

より、顧客と当社が共存共栄するための実効性のある取組みを進めて行くことが重要である。

3. 証券モニタリングにおける今後の課題

(1) 証券モニタリングの高度化

金商法施行後、証券モニタリングの対象業者数は、延べ約7,700に及び、その規模・業務内容は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令遵守、投資者保護の態勢が十分でない業者も存在しており、こうした金商業者等に対して、効率的・効果的な証券モニタリングを行うため、平成28年7月からオン・オフ一体の証券モニタリングを開始した。

引き続きビジネスモデルを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性の検証に加え、経済動向や業界動向等の環境分析を踏まえたリスクアセスメントを行う等、金商業者等の課題・問題点を早期に発見していくような証券モニタリングの高度化を図っていく。

令和2年6月に成立した改正金販法の施行に伴い、新たにモニタリングの対象となる金融サービス仲介業者については、登録状況を踏まえつつ、関係部署と連携しながらリスクベースでモニタリングに取り組んでいく。

(2) フィードバックの充実

これまでのオンサイト・モニタリングで主眼としていた、法令違反の発見とその摘発のみにとどまらず、問題の全体像を把握し、問題が発生した原因を究明することで、モニタリング先が実効性のある再発防止策を策定する一助となるようなフィードバックを行っていく。

また、オフサイト・モニタリングの結果について、業界横断的に認められた課題やベストプラクティスなど、各金商業者等の適切な業務運営の確保に資するようなフィードバックに取り組んでいく。

監視委 コラム

商品特性に応じた十分な調査・検証を！！

≪資産運用会社へのメッセージ≫

昨今、経済動向や市場環境の変化、デジタライゼーションの進展、投資者ニーズの多様化などに伴い、資産運用会社における運用手法も多様化・複雑化してきており、多種多様な金融商品が組成・提供されています。

一方、資産運用会社は、運用を委託した投資者に対して受託者責任を負っており、金商法において、投資者の利益を第一に考えて忠実に業務を行うこと（忠実義務）や資産運用の専門家としての注意を払って業務を行うこと（善管注意義務）が求められています。

このため、資産運用会社においては、例えば、運用する権限を他者に委託する場合や、他者が運用するファンドに投資する金融商品を組成・提供するに際して、受託者責任を果たす観点から、委託先や投資対象先における運用財産の運用方法や管理方法等について、十分な調査・検証を実施・継続していく必要があります。

しかしながら、令和2年度におけるオンサイト・モニタリングの中で、投資信託財産の大部分につき特定の海外ファンドを投資対象とする運用（ファンド・オブ・ファンズ形式）を行う資産運用会社において、こうした調査・検証を十分に実施することなく、投資信託の設定・運用が行われていた事例（善管注意義務違反）が認められました。

資産運用会社においては、運用手法の多様化・複雑化に伴い、海外資産を投資対象とする運用商品を組成・運用する機会は多くなっていると考えられます。こうした中、特に海外ファンドを投資対象とする際には、海外ファンドの全体像や実態について把握しづらい面があることを勘案し、商品・投資スキームの特性に応じて、十分な調査・検証を実施・継続する必要があります。

監視委コラム

無登録で金融商品取引業を行う者にご用心

≪投資家へのメッセージ≫

1. 無登録で金融商品取引業を行う者（無登録金商業者）とは

無登録で金融商品取引業を行うことは金商法違反です。

金商法では、

①ファンド持分の取得勧誘

②社債券、未公開株、合同会社社員権等有価証券の発行者以外による取得勧誘

③出資・拠出を受けた財産の自己運用（有価証券等投資に限る。）

④投資助言

等の金融商品取引を業としている者に対して、登録を受けることを義務付けています。

例えば、

- 外国為替証拠金取引（FX）等で運用する組合等に出資すれば毎月配当金を支払うなどと勧誘し、当該組合等への出資契約の締結や斡旋を行うこと
- 海外業者が販売する投資商品の取得を勧誘し、当該契約締結の斡旋を行うこと
- 株価上昇が見込まれる銘柄を教える等と、報酬を受け取って投資助言を行うこと

等が挙げられ、これらを業として行うには金商法に基づく登録が必要です。

投資家の皆様におかれましては、金融商品を購入する前に、販売会社等について、当局への登録の有無等を金融庁のウェブサイトで事前に確認するなどして、様々な観点から十分に検討を行うことが重要です。

2. 無登録金商業者による投資家被害について

FX、バイナリーオプション及び暗号資産に関する取引等について、例えば以下のような無登録金商業者が関与する詐欺的事案による投資家被害がみられます。

- 婚活アプリ・マッチングサービスを通じて交際中の相手や、信頼できる知人からの紹介で信じて、勧められた海外業者とのFX取引をしたが、利益が出ているのに出金に応じてもらえず、そのうち業者と連絡が取れなくなった。
- 知り合いからの紹介やSNSを通じて、暗号資産やコモディティ（原油や金、穀物などの商品先物）等で運用すると必ず儲かるとうたう高利回りの投資話に勧誘され、入金又は暗号資産を購入。当初は配当があり払戻しもできたが、しばらくすると、突然サービスが停止し、配当や預けた現金・暗号資産の払戻しができなくなった。
- 大学の友人から、必ず儲かる取引のノウハウ等が記録されていると称したUSBメモリーを高額で購入し、勧められた海外の無登録金商業者と取引したところ、その後の取引で全く利益が出なかった。

無登録金商業者は、実際は（ほとんど）事業を実施していないが、元本や利益を保証する等と勧誘する詐欺的業者が多く、投資家被害が多数発生していますのでご注意下さい。

（他の投資家の出資金を原資として、元本や配当を支払うことで、事業・運用を実施しているように見せかけていることがあります。返金に応じたとしても、注意が必要です。）

2－5　犯則事件の調査、告発

1. 犯則調査の目的

投資者をはじめとする市場参加者が安心して参加できる金融・資本市場を維持していくためには、重大で悪質な不公正取引等に対して厳正に対応することにより、金融・資本市場の公正性・透明性を確保し、市場参加者の信頼感を醸成することが重要である。金融商品取引の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、投資者保護を図る目的から、平成4年、証券監視委の発足に伴い、証券監視委の職員固有の権限[12]として犯則事件の調査権限が付与された。現在では、国際的なマネー・ローンダリングを規制する犯収法についても、一部の行為について証券監視委職員による犯則調査の対象とされている[13]。

2. 令和2年度の告発事案概要

証券監視委では、金融取引がますますグローバル化・複雑化・高度化する中で、機動的に発行市場・流通市場全体に目を向けた犯則事件の調査を行っており、令和2年度においては、計2回の告発（うち、内部者取引事件1回、相場操縦事件1回）を行った。これらの中には、初の取引推奨単独の告発事案（令和2年12月22日告発）等が見られる。

事　件　名	告発年月日	告　発　先
株式会社ドンキホーテホールディングス株券に係る取引推奨事件	R2.12.22	東京地方検察庁検察官
株式会社ニチダイ株券に係る相場操縦事件	R3.3.26	大阪地方検察庁検察官

[12] 金商法第 210 条
[13] 犯収法第 32 条

3. 令和2年度の代表的な告発事案

(1)　株式会社ドンキホーテホールディングス株券に係る取引推奨事件の告発について

証券監視委は、令和2年12月22日、金商法違反（取引推奨）の嫌疑で、犯則嫌疑者1名を、東京地方検察庁に告発した。

（事案の概要）

犯則嫌疑者は、東京証券取引所市場第一部に株券を上場していた株式会社ドンキホーテホールディングス（以下「ドンキホーテ」という。）の代表取締役社長兼最高経営責任者を務めていたものであるが、平成30年8月上旬頃、その職務に関し、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社からの伝達により、同社がドンキホーテの株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知るとともに、ドンキホーテが子会社の異動を伴うユニー株式会社の株券を取得することについての決定をした旨の重要事実を知り、あらかじめドンキホーテの株券を買い付けさせて利益を得させる目的をもって、各事実の公表前である同年9月上旬頃から同月下旬頃までの間、知人に対し、複数回にわたり、ドンキホーテの株券の買付けを勧め、これにより同人が、法定の除外事由がないのに、各事実の公表前である同月上旬から同年10月上旬までの間、証券会社を介し、東京証券取引所において、ドンキホーテの株券合計7万6,500株を代金合計約4億3,000万円で買い付けた。

本件は、ドンキホーテの代表取締役社長兼最高経営責任者であった犯則嫌疑者が、本件公開買付けの実施に関する事実等を職務に関し知り、利益を得させる目的をもって、公表前に知人に取引を推奨した事案であり、犯則嫌疑者の立場や市場の公正性に与えた影響等諸般の事情に照らし、その態様は悪質性が高いと認められたことから、告発したものであって、取引推奨単独では初の告発事案である。

(2)　株式会社ニチダイ株券に係る相場操縦事件について

証券監視委は、令和3年3月26日、金商法違反（安定操作）の嫌疑で、犯則嫌疑者2名を大阪地方検察庁に告発した。

（事案の概要）

第1　犯則嫌疑者A及び同Bは、共謀の上、東京証券取引所が開設する有価証券市場に上場されている株式会社ニチダイの株券について、その株価を信用取引に係る委託保証金の率の引上げ等の措置が解除される3,050円以下に維持しようと企て、同株券の相場を安定させる目的をもって、金商法施行令で定めるところに違反して、平成30年3月9日午後2時55分頃から同日午後3時頃までの間、前記市場において、指値3,045円等に大

量の売り注文を入れて上値を抑えるなどの方法により、A名義で、証券会社2社を介し、同株券合計19万5,700株を売り付けるとともに、Aほか1名義で、証券会社3社を介し、同株券合計18万6,900株の売付けの委託を行い、その株価を3,050円から3,035円の間に安定させ、もって同市場における同株券の相場を安定させる目的をもって、一連の有価証券売買及びその委託をし

第2　犯則嫌疑者Aは、前記株式会社ニチダイの株券について、その株価を信用取引に係る委託保証金の率の引上げ等の措置が回避される3,820円以下に維持しようと企て、同株券の相場を安定させる目的をもって、金商法施行令で定めるところに違反して、同月16日午後2時58分頃から同日午後3時頃までの間、前記市場において、指値3,815円等に大量の売り注文を入れて上値を抑えるなどの方法により、A名義で、証券会社2社を介し、同株券合計8万4,400株を売り付けるとともに、証券会社1社を介し、同株券合計4万7,600株の売付けの委託を行い、その株価を3,820円から3,810円の間に安定させ、もって同市場における同株券の相場を安定させる目的をもって、一連の有価証券売買及びその委託をし

たものである。

本件は、市場において重要な役割を果たしている増担保規制措置につき、人為的に、講じられない状態とした事案であり、市場の公正性に与えた影響等諸般の事情に照らし、悪質性が高い事案であると認められたことから、告発したものである。

4. 犯則調査に関する課題

証券監視委は、重大で悪質な不公正取引等について、犯則調査の権限を適切に行使し、捜査当局等関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行う等、厳正に対応している。その際、内部者取引や相場操縦等の比較的類型化しやすい不正行為への対応はもちろんのこと、市場監視の空白が生じないよう、多様な形態の証券不正に対して監視の目を向けていくことが重要である。

また、金融取引自体を取り巻く環境の変化にも柔軟に対応していく必要がある。例えば、近年、ITの進展に伴い、高度な情報通信機器を誰もが容易に利用できるようになり、情報を伝達するツールについても、SNSのような内部者取引等の不公正取引規制を導入した当時には想定されていなかったものが登場している。さらに、金融取引のグローバル化の進展は、市場監視における国際的な協調の必要性を否応なく高めている。こうした環境の変化に対応していくため、犯則調査の専門スキルを備えた人材育成・充実を図るとともに、犯則調査に使用するシステムの高度化や海外当局を含めた国内外の関係機関との一層の連携強化等にも引き続き力を注ぎ、公正・透明な市場の実現に向けて努めていく。

２－６　監視を支えるインフラの整備（デジタライゼーション、人材）

１．デジタライゼーションの進展に対する取組み

近年、市場環境もアルゴリズムを用いた高速取引の普及等により大きく変化しているほか、暗号資産等の新しい商品・取引等が出現するなど、デジタライゼーションの飛躍的な進展が資本市場及び市場参加者全体に大きな影響を及ぼしている。証券監視委では、こうした市場環境の変化や、国内外の金融技術の動向、規制当局・法執行機関におけるデジタライゼーションの推進状況等を踏まえ、令和２年度においては、高速取引の普及等、市場環境の変化に適切に対応し、市場監視をより効果的・効率的に実施するための取引監視システム等の機能を強化した。また、戦略的かつ横断的に市場監視業務におけるデジタライゼーションの一層の推進を図るために、IT戦略室を設置した。

２．デジタライゼーションの一層の推進に向けた今後の課題

（1）　市場監視業務におけるデジタライゼーションの一層の推進に向けた検討

今後も、市場環境の変化に対応し、市場監視をより効果的・効率的に実施するために、例えば、膨大な発注・取引のデータから、不公正取引の疑いのある発注・取引を的確に抽出・分析する機能や、SNSなどのインターネット上の様々なデータから市場における不正の兆候を発見する機能など、戦略的かつ横断的に市場監視業務におけるデジタライゼーションの一層の推進に向け、引き続き検討を進めていく。

（2）　市場関係者との情報連携の推進

市場の公正性・透明性の確保のためには、規制当局と自主規制機関、金融機関等の市場関係者が対話を繰り返し、業界全体における業務効率化をもたらすための情報連携の仕組みづくりを目指していく必要がある。

例えば、証券監視委における調査・検査等の効率化を図る観点から、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年12月20日閣議決定）に基づき、金融機関や関係行政機関と連携して、金融機関への預貯金等照会業務のデジタル・オンライン化に引き続き取り組んでいく。

（3）　デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステム環境の高度化

近年の電子機器（スマートフォン、タブレット等）の多様化、セキュリティ等の機能の高度化や、新たなITサービス（クラウドサービス等）の普及に伴うデータ取得対象の複雑化及び大容量化等、証券監視委の調査対象となるIT環境は、多様化・高度化・複雑化及びデータの大容量化が進んでいる。

これらの市場監視を取り巻く内外環境の変化に対応するため、電子データの保全・復元・解析・保存に係るシステムの高度化や、多様化・高度化する電子機器内のデータの保全等を的確に行うためのデジタルフォレンジック技術の一層の向上に取り組んでいる。

令和2年度においては、多様化するスマートフォン等の電子機器やクラウドサービスに係る電子データを効率よく保全等するため、デジタルフォレンジックに係る機器等の強化・拡充を行った。今後も電子データの保全・解析能力の向上やネットワークの高度化など、必要なシステムの整備を実施していく。

3. 人材育成

(1) 人材育成

証券監視委は、市場監視に係る高度な専門性及び幅広い視点を持った人材育成のため、調査・検査等の監視手法に係る様々な研修を実施している。

令和2年度においては、調査・検査等に資するITの基礎的知識を有する人材を育成するため、令和元年度に引き続き、ICT（Information and Communication Technology）人材育成プログラムによる研修を実施し、職員の専門性向上に努めた。

また、海外当局における監視や調査・検査手法の取得や国際的な事案への対応力強化（クロスボーダー取引を利用した不公正取引に対する分析能力・調査能力向上等）のため、IOSCOや海外当局主催の研修への参加を実施した（詳細は本編2－8－3－（2）参照）。

(2) 高い専門的知識を有する人材の登用

証券監視委を取り巻く環境の変化に対応し、プロフェッショナルな市場監視を実現するため、証券監視委では、法曹（裁判官・検察官・弁護士等）、公認会計士や情報技術専門家などの多様なバックグラウンドや専門性を持つ人材を積極的に登用し、調査・検査体制を強化している。

例えばこれらの職員は、上場企業や証券会社等に対する調査・検査や重大・悪質な違反行為を対象とする犯則調査などに従事しているほか、デジタルフォレンジック業務においても、専門的な知識をもつ者が従事している。

2－7　市場規律強化に向けた取組み

1. 情報発信の充実

(1)　報道機関や各種媒体、ウェブサイト等を通じた情報発信

証券監視委は、調査・検査に基づき勧告・告発等を行った場合や重要な政策決定を行った場合には、報道機関を通じて事案の公表を行っている。事案の公表に際しては、新聞・テレビ等の各種媒体からの取材等にも積極的に対応している。また、事案の意義や分析等を踏まえた論説・オピニオンとしての情報発信を促すため、報道関係者等との意見交換や対話に努めている。

さらに、市場における自己規律の強化の観点から、個別の勧告・告発等に係る公表だけでなく、事案の意義、内容及び問題点を明確にした事例集[14]を、毎年作成・公表している。これら事例集も活用しつつ、積極的に講演を実施し、更には関係専門誌等に寄稿することで、違反・不適切行為の未然防止に向けた取組みを行っている。

証券監視委のウェブサイトでは、これらの勧告・告発等の概要や講演会・寄稿の内容等その活動状況をタイムリーに発信し、複雑な事案の公表にあたっては概要図を用いるなど、証券監視委の活動が、一般投資家を含む多くの市場参加者に理解されるよう努めている。

また、証券監視委の活動状況や問題意識等を簡潔かつ分かりやすくまとめた「市場へのメッセージ」を配信するとともに、その内容を「アクセスFSA（金融庁広報紙）」に寄稿している。特に、勧告・告発した事案については、それらの意義・特徴や発生原因、投資家等への注意喚起のメッセージ等を、概要図も併せて盛り込むことで、事案の内容や問題点等が的確に伝わるよう広報内容の拡充に努めている。なお、ウェブサイトの更新情報は、Twitterでも同時に配信を行っている。

今後も、より幅広く効果的な情報発信となるよう情報発信の充実に積極的に取り組んでいく。

(2)　財務局における委員会の開催

市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に向け、市場規律の強化を図っていくうえで、証券監視委が市場を「監視していること」について市場参加者の認識を高めていくことは重要である。また、問題業者の活動の広域化や、インターネットの普及により不公正取引が全国で起こり得る状況に鑑みると、全国的に証券監視委のプレゼンスを高めていく必要がある。

---

[14] 「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」、「開示検査事例集」及び「証券モニタリング概要・事例集」。

こうした観点も踏まえ、平成27年度より財務局において委員会を開催している。令和2年度は新型コロナウィルスの感染拡大を受けてオンライン形式により実施し（北陸財務局：令和2年8月26日）、証券監視委が有する問題意識の浸透及びプレゼンスの向上や、監視の実務を担う財務局との連携強化に努めている。

また、委員会開催に併せ、各地域の市場関係者等との意見交換を通じて証券監視委の活動内容や問題意識の浸透を図るとともに、対面形式の場合には、財務局での委員会開催の趣旨や証券監視委の業務の概要等について、地元記者向けの説明を実施することにより、各地域における、証券監視委の存在の「見える化」を図っている。

引き続き、こうした取組みを通じ、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に向けて、財務局や地域における市場関係者等との連携強化を図りながら、厳正かつ的確な市場監視に努めていく。

2. 関係機関との連携等

(1) 自主規制機関との連携

自主規制機関（金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人）は、売買審査や上場管理、又はそれぞれの機関に所属する会員の業務の適切性のチェックなど、日常的な市場監視活動を行っている。このため、証券監視委は、効率的・効果的な市場監視の観点から、これら自主規制機関と緊密な連携を図っている。

また、市場規律や市場監視機能の強化に向けて一層の連携を図るため、日本取引所自主規制法人及び日本証券業協会との間では、相互の問題意識の共有を図るため、証券市場を巡る様々な問題・課題等について、定期的に意見交換会を開催している。令和2年度においても、市場監視を巡る様々な問題・課題等について積極的に議論を実施するなど、情報や問題意識をタイムリーに共有し、更なる連携強化を行った。

こうした取組みは、証券監視委と自主規制機関との対話・認識の共有を促進し、自主的な取組みを通じた市場規律機能の強化に資するものと考えられることから、今後も積極的な情報交換等を行うことにより、問題意識の共有を図り、より緊密な連携体制を構築していく。

(2) 関係当局等との連携（検察、警察等）

証券監視委は、検査等により、詐欺的な金融商品の販売を行う無登録業者等が判明した場合や、不公正取引事案等の調査において反社会的勢力の関与が窺われる場合等には、警察当局と情報共有を行うなど連携して対応している。また、犯則事件に係る告発先である検察当局とも日々連携して調査等を行うなど、関係当局等との関係強化に努めている。

これら関係当局等とは、日常的な情報交換や、意見交換会の実施により、連携の拡大・深化を図り、幅広い観点からの問題意識の共有・情報交換等を行うとともに、証拠の収集・分析等に関するノウハウの共有に努めている。

また、様々な機会を捉え、各地域の検察庁、都道府県警察、国税局等とも意見交換を行っている。

さらに、市場関係者等による自主的な取組みを通じた市場規律機能の強化のため、弁護士会等での講演・意見交換等を通じて、市場関係者との対話・認識の共有を積極的に実施している。

3. 市場環境整備への積極的な貢献

公正性・透明性の高い健全な市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、市場のルールが市場を取り巻く環境の変化に対応したものでなければならない。このため、証券監視委は、調査・検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、市場の実態を踏まえたルール整備が適切に行われるよう、取引の公正確保のため、又は投資者保護その他の公益確保のために必要と認められる施策について、設置法第21条に基づき、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

建議は、証券監視委が、調査・検査等の結果把握した事項を総合分析した上で、法規制や自主規制ルールの在り方等について証券監視委としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものであり、証券監視委の行う建議は、規制当局等の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

具体的には、取引の実態等から見て現行の法規制や自主規制ルールに改善の余地があるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正性確保や投資者保護その他の公益確保の観点から、法規制や自主規制ルールの在り方等について検討すべき課題を示し、その見直しを求めている。

最近では、「貸付型ファンドの投資家への情報提供について」（平成30年12月７日）、及び、「犯則調査における証拠収集・分析手続の整備について」（平成31年２月26日）の２件の建議を行った。（平成４年の発足以来、令和２年度末までに26件の建議を実施（附属資料３－８参照））

引き続き、金商法等の規定による調査・検査等の結果に基づき、必要と認められる施策について、建議を積極的に活用していく。

2－8 グローバルな市場監視への貢献

1. 国際的な市場監視の概要

最近の市場を取り巻く環境をみると、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、世界経済の先行きを巡る不確実性がさらに増大している。また、日本企業の海外展開の積極化、国内機関投資家等による海外投資の増加、市場における海外投資家比率の高まりなどクロスボーダー取引の拡大や市場の更なるグローバル化の進展に伴い、我が国市場は海外のマクロ経済動向や特定のイベントに強く影響を受ける状況となっている。

このような市場環境においては、海外当局との更なる連携が重要である。証券監視委は、令和2年1月に策定した中期活動方針（第10期）において、「海外当局との連携強化による情報収集力等の強化及び市場監視への活用」や「グローバルな市場監視への貢献を通じた国際連携の強化」等を掲げ、海外当局との更なる連携を進めることとしている。

これまで海外当局との間では、IOSCOが策定する協議・協力及び情報交換に関する多国間覚書（以下「MMoU[15]」という。）に基づき情報交換を行い、クロスボーダー取引による違反行為に対し、適切な法執行を行ってきた。

（図2-8-1） MMoU等に基づく情報交換件数の推移

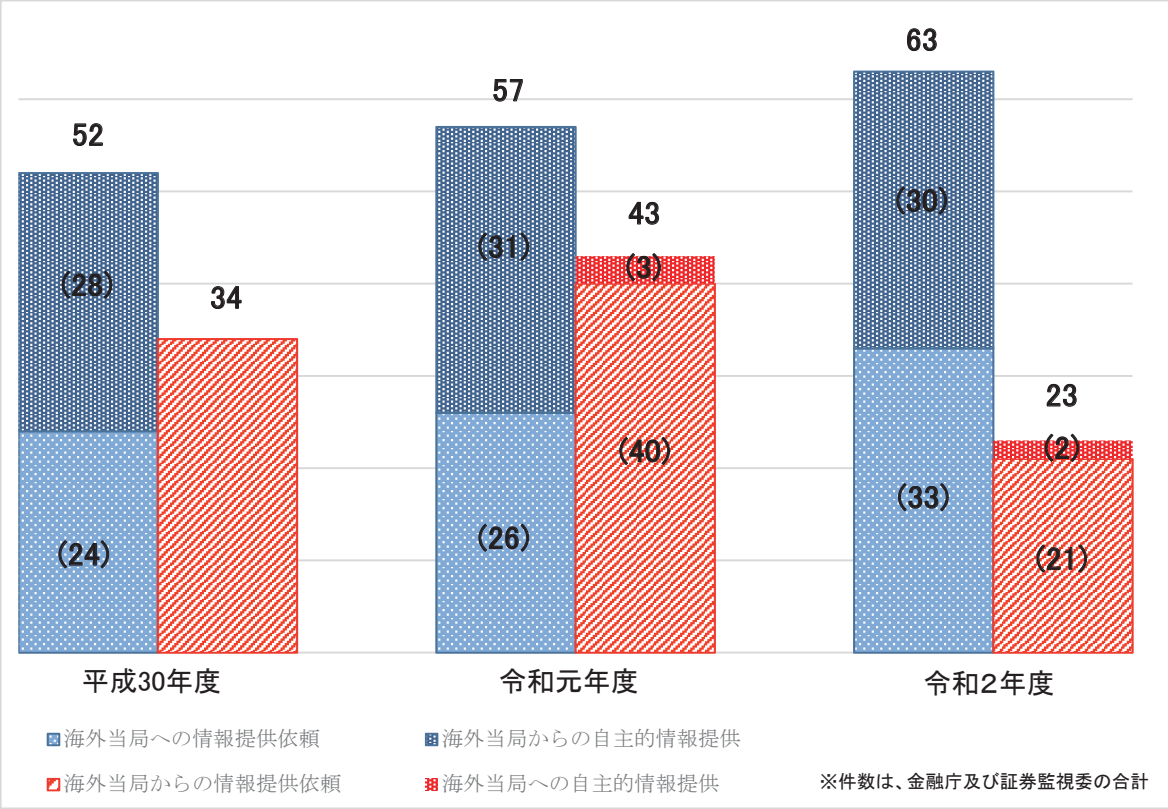

[15] Multilateral Memorandum of Understanding concerning Consultation and Cooperation and the Exchange of Information

証券監視委では、海外当局との円滑な連携を継続的に実施していくため、当局間の信頼関係の醸成に努め、その信頼関係に基づき、情報交換、調査・検査及び法執行面での連携を更に強化するとともに、そこから得られた海外の法執行状況や法制度等の有益な情報について、市場監視に活用していくこととしている。

また、監視活動を通じて認識された国際的な連携に関連する課題については、二当局間及びIOSCO等の多当局間の会合等において、積極的に問題提起及び意見・情報交換を行い、グローバルな市場監視への貢献に努めている。

2. IOSCOにおける活動

IOSCOは、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的な機関であり、各国・地域から229機関が加盟している（うち普通会員129、準会員33、協力会員67、いずれも令和3年3月末現在）。証券監視委は、平成5年10月に準会員として加盟（注：我が国からは金融庁が普通会員として加盟）した。

IOSCOでは、最高意思決定機関である代表委員会を中心とした年次総会が年1回開催されており、各国の証券規制当局のトップ等が集まり、証券規制の現状や課題について議論及び意見交換を行っている。金融・資本市場におけるクロスボーダー取引が増加する中、我が国における市場監視を適切に行うためには、各国の証券規制当局間での情報交換及び意見交換を通して国際的な協力関係を深めることが極めて重要であり、証券監視委からも委員や事務局幹部が年次総会に参加している。令和2年6月には、ドバイにおいて年次総会を開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、同年11月にオンライン開催された。証券監視委からは事務局職員が参加した。なお、令和2年度については、IOSCOの会議は全てオンラインで開催されている。

また、地域固有の問題を議論する場となっているアジア太平洋地域委員会（以下「APRC[16]」という。）にも、証券監視委から委員や事務局幹部が参加している。令和2年度は、令和2年7月、9月、11月、令和3年1月、3月の5回開催され、事務局幹部及び職員が参加した。加えて、令和3年3月にはAPRCの法執行者会合が開催され、事務局職員がプレゼンターとして参加した。このような活動を通じ、アジア太平洋地域の証券当局との連携強化に努めているところである。

さらに、IOSCOには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し、実務的な解決策を提案することを目的として、様々な国・地域の関係当局から構成される代表理事会（The IOSCO Board）が設置され、その下にはそれぞれの政策課題に関する議論を行う8つの委員会が設置されている。証券監視委は、法執行及び情報交換を議論する第4委員会のメンバーとなっており、

[16] Asia-Pacific Regional Committee

令和2年9月、令和3年1月の会合に参加し、暗号資産等の新たな金融商品を利用した不公正取引やソーシャルネットワーク等の新たなコミュニケーションツールを利用した不正勧誘行為への各国の対応状況を共有するとともに、それらを効果的に抑止する対策や措置について議論を行った。

また、証券監視委は、MMoU又はMMoUを強化したEnhanced MMoU（EMMoU）への署名を申請した当局の申請書類の審査等を行う審査グループにも参加している。審査の結果、令和2年度には、新たにアブダビ金融サービス規制庁他2当局がEMMoUに署名した。

3 海外当局等との連携

(1) 海外当局等との意見交換

証券監視委は、国際的な金融・資本市場の動向や海外証券規制当局による市場の公正性の確保に向けた取組みを迅速に把握するとともに、証券監視委の取組みに対する理解の促進のため、海外証券規制当局やグローバルに活動する金融機関と積極的に意見交換を行っている。

令和3年1月には、日中の証券当局と証券市場関連団体により第2回日中資本市場フォーラムがオンライン開催され、約400名が参加した。日中資本市場協力の具体的成果について報告があった後、日中資本市場の市場構造改革や資本市場協力の未来、デリバティブ市場の発展、高齢社会と資本市場の役割等について議論が行われた。証券監視委からは長谷川委員長が出席して、閉会の辞を述べた。

(2) 海外当局等への職員派遣及び短期研修への参加

証券監視委は、海外当局における監視や調査・検査手法の把握・分析や、我が国の調査・検査手法・ノウハウの海外当局への紹介のため、これまで、米国証券取引委員会、米国商品先物取引委員会、英国金融行為規制機構、香港証券先物委員会、タイ証券取引委員会、マレーシア証券委員会及びシンガポール通貨監督庁に職員を派遣してきた。また、IOSCOや各国証券規制当局等が主催する短期研修等にも、職員を積極的に派遣してきた。令和2年度は、IOSCOや海外証券規制当局が主催する研修がオンラインで開催された。この機会を活かし、証券監視委からも例年より多くの職員が参加した。

また、金融庁に設置されているグローバル金融連携センター（GLOPAC）や国際協力機構（JICA）の研修プログラムに協力する形で、新興市場国の証券規制当局職員等に対して、我が国における証券市場の監視や不公正取引の調査等に関する研修を継続的に提供している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて多くの研修がオンライン開催となったが、証券監視委として積極的に講義に協力した。

今後も、こうした海外当局への職員派遣及び海外当局職員との意見交換等、更には幹部職員の海外当局訪問等を通して、当局間のネットワークの強化や問題意識の共有を図り、グローバルな市場監視態勢の強化に努めていくこととしている。